

第37回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成22年9月29日(水曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上 月 支 所 長	木 村 佳 都 男
	南 光 支 所 長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 0 9 時 3 1 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 1 名の傍聴申し込みがございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず始めに、16 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。鍋島君。

〔 16 番 鍋島裕文君 登壇 〕

16 番（鍋島裕文君） おはようございます。16 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、災害検証委員会報告は真実を述べているのかという問題提起をさせていただき、質問をさせていただきます。

昨年 8 月 9 日の豪雨災害で、死者 18 人、行方不明者 2 人を出した、台風 9 号災害を検証する災害検証委員会は、7 月 16 日に最終報告書を町長に提出しました。この報告書は、228 ページにもわたり、災害対策本部体制の改善や、自主防災組織の強化。防災関係機関との情報共有など、90 項目の提言を行うなど、確かに、今後の佐用町の災害対策を進めていく上での、多くの積極的な且つ重要な提言がされています。

ところが、今回の初動体制の遅れ、特に、避難勧告の遅れに対する検証は、これまで避難判断水位を超えても、浸水被害がなかったことなど、過去の経験則や現場からの報告を重視したためなどと結論付けています。つまり、避難勧告が遅れたのは、今までの対応と、特に変わったものではなくて、特に問題はなかったという驚くべき検証をしています。なぜなら、町長自身が、本部長となって、平成 19 年に作成された、佐用町地域防災計画では、佐用観測所の水位が、避難判断水位を超えた、午後 7 時 58 分以後、速やかに発令しなければならないこととなっており、この発令が、午後 9 時 20 分になったというのは、明らかに地域防災計画が守られなかったことが、避難勧告が遅れた真実だからであります。この最も重要な点を検証しなかった。あるいは、避けたとも思える検証委員会の姿勢は、今年 1 月 26 日に開催された第 1 回検証委員会で明らかにされた、室崎委員長の、被災者に思いを寄せ、事実を即し、客観的に問題点を明らかにするという検証方針や、齋藤副委員長の、佐用町の地域防災計画自体はよくできている。問題は、これが守られなかったことという、初会合での発言を反故にしたものと言わざるを得ません。

仮に、この誤った、検証委報告を放置すれば、災害対応で、今後、過失が出て、町民が判断する上での、物差しがなく、今回も避難勧告の遅れに対して、善意からではありま

すが、一部町民から出されている、想定外の集中豪雨の中では、避難勧告発令の適切な判断ができないのは止むを得ないとか、誰がやっても同じというような、誤った判断が広がる恐れがあり、是非、質する必要があります。

また、室崎委員長は、報告書の冒頭で、町においても、膨大な資料を作成提出するとともに、事実をありのままに明らかにする姿勢で、この検証に臨まれた。と佐用町の検証姿勢を評価されているわけでありますが、もし佐用町が同委員長が評価される、事実をありのままに明らかにする姿勢でなかったとしたら、検証委報告は、誤ったものになります。

そこで、検証委は、全町の避難勧告放送は、午後 9 時 20 分としていますが、検証委自体が認めているように、避難準備放送も、避難勧告放送も同じものだったとしたら、放送を聞く町民からすれば、実質的な全町への避難勧告は、9 時 20 分以前に行われたのではないかと思います。

当日、夜、私は、町長の放送を、3 回聞いた記憶があります。その最初の放送は、町長の庵造です。今、佐用町は、大変な事態になっています。旨の内容から始まり、高ぶった声の危機感をあおる訴えに聞こえるものでありました。勿論、町長の必死の思いは、伝わって来たわけでありますが、この放送が、どんなに凄まじいものであったかを示す、後日談として、私が、聞いたのは、ほとんど被害の出なかった、三日月地域のお年寄りが、町長の放送を聞いて、避難しないと危ないと叫ばれて、慌てて、外に出られようとされたので、家族の方が、おじいさん、ここは大丈夫ですよ。雨も降ってないしと言って、外出されるのを止められたということがあったそうであります。

そこで伺います。まず、この町長の 3 回の放送内容を明らかにされたい。

検証委報告では、148 ページに、この日の防災無線放送の時間や内容の一覧表が出ています。町長の 3 回の放送は、この中のどれに該当するのか、明らかにされたい。

そして、検証委には、この 3 回の町長放送の内容を報告されたのか。

この報告がなければ、検証自体に誤りが出るというふうに思われますが、いかがでしょうか。

次に、公正な入札で町内業者守ることを求めて、質問いたします。

町当局は、町内業者を守るとともに、そこで働く多くの町民の方の生活を守ること、入札適正化法を遵守し、入札の透明性を高め、公正な入札制度を確立するという両方の責務があります。そこで、平成 21 年度災害復旧工事入札の現状を伺い、公正の原則が守られているかを質問いたします。

第 1 点目として、この入札で、町内業者を守り、公正な入札の原則を町長は、どのように具体化されているのか。また、入札参加業者には、入札に当たって徹底されていることはあるのか。

第 2 点目、現時点までの入札結果の実態について伺います。

落札率が 100 パーセントは何件か。

また、落札率 95 パーセント以上は何件か。

そして、2 回の入札の中で一位不働は何件か。

これの現状について、町長は、どのように考えておられるのか。

第 3 点目に、公共工事等に從事されている労働者の生活を守る制度として、公契約条例の制度があります。これは、役場が公共工事や業務委託を受注する元受企業に対し、従事する労働者の賃金の最低基準額を義務付ける制度であります。

そこで伺います。入札制度の適正化と公契約条例の制定との関連を、どのように考えておられるのか。

また、条例制定の必要性については、町長は、どのような見解を持っておられるのかを伺います。

以上、この席からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。今日、一般質問も3日目ということで、後4名の議員の皆さんから、質問をお受けすることとなっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

鍋島議員からの、まあ、災害検証委員会報告は真実かということでございますが、検証は、第三者機関として、学識のある先生方に、委員にご就任いただいて、委員の先生方の責任で、客観的な事実、また、記録、データに基づいて行っていただいたものと思っております。

その中で、検証委員会は全町への避難勧告放送は午後9時20分としているが、実質の避難勧告は、それ以前に行われたのではないかとのご質問でございますが、当日夜の防災行政無線の放送は、台風第9号災害検証報告書の148ページに記載された表のとおりでありまして、全町への避難の放送は、9時20分に行っております。

私は、避難勧告後の10時14分に、全町に対して、自衛隊に派遣を要請したこと。屋内の安全な場所に避難していただくようにということで、放送をいたしました。最初の放送は、音が割れてしまったということの連絡があり、再度、22時24分に全町に、同じような内容で、放送をいたしております。

なかなか、人の記憶というものは、特に状況が混乱した中で、正確でない場合が多いわけでありまして、議員におかれても、私の放送を3回聞いたというふうに、記憶しているということでございますが、実際に、放送を行ったのは、2回でありまして、3回は、その夜は行っておりません。

また、検証委員会に、この3回と言いますか、2回の町長の放送内容を明らかにされたのかということでございますが、検証委員会には、放送時間や放送内容について、防災行政無線のログなどで確認を行い、その事実を伝えており、記録に基づいて検証をしていただいたものであります。

次に、入札についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内業者の参加と公正な入札についてということでございますが、通常の入札は、工事入札参加者の資格格付け及び選定に関する基準を定める規程を基に、発注工事金額、工事場所等により、入札参加指名業者を選定をいたしております。災害関係の入札も、町内全業者にできるだけ入札参加の機会を設けるようにいたしております。また、特殊な専門技術を必要とする橋梁上部工等の工事を除き、町内業者で施工可能な工事は、全て入札参加指名業者として、町内業者を選定をいたしております。

次に、入札に当たって入札参加業者に徹底していることについてのご質問でございますが、入札参加業者は、当然、承知していることではございますが、入札通知の際に、佐用町財務規則、施工期限、契約条項等を示す場所及び期間の入札条件と、工事にあたって、工事現場において主任技術者、または監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法に定める資格を有する者を適正に配置すること等の入札に関する必要な事項を毎回周知徹底をいたしております。

2項目目の、現時点までの入札結果の実態についてということのご質問でございますが、入札結果において、落札率100パーセントの件数でございますが、21年度は132件の入

札の中で、5 件、3.8 パーセント。22 年度は 285 件の中、16 件で 5.6 パーセントございました。

落札率 95 パーセント以上は、21 年度が 53 件の 40.2 パーセント。22 年度は 159 件、55.8 パーセントでございます。

2 回入札の件数と、その内、同業者の件数ですが、21 年度は 18 件で 15 件が、22 年度は 49 件で 47 件でありました。

まず、落札率については、95 パーセント以上及び 100 パーセントの件数が多いように思えますが、災害関連の工事については、工種が少ないため、積算も似通っており、このような結果は、当然、十分考えられる状況であります。これは、予定価格及び最低制限価格を定めた範囲内で適正に入札された結果であり、特に問題はないと考えます。

次に、同業者の落札の件ですが、入札回数を 2 回までと認めている入札ルールの下、予定価格の範囲内で正しい手続きにより、執行をいたしております。同業者の落札は、企業努力による結果であると解釈をしており、発注者が関与できる問題では無いと思っております。

3 項目の公契約条例についてのご質問でございますが、まず、入札制度の適正化と公契約条例の制定との関連についてであります。入札制度の適正化につきましては、毎年度の工事発注見通しの公表、予定価格の事後公表、指名業者名の事後公表、必要につき工事費内訳書の提出等を実施いたしております。今後は、電子入札、総合評価方式の導入等、一般競争入札の拡大の調査・研究などにも取り組みたいというふうに考えております。

公契約条例は、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請企業に対して、従事する労働者の賃金の最低基準額等を義務づける制度であり、労働者の賃金・労働条件の改善は、それだけでなく公共サービスの質の確保、更に地域経済の活性化、地域再生にもつながると言われておりますが、当町の現状では、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革による低入札価格の問題によって下請の業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招くというような状況ではないというふうに考えております。

しかし、公正かつ適正な入札を通じて労働者の雇用の安定・社会保険の適用等、適正な労働条件が確保されることは重要であると思っておりますので、入札制度の適正化に取り組むと共に、公契約条例の制定についても、他の自治体の取り組み等も、状況も、今後見ながら、考えていきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、鍋島議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） では、最初の災害検証委員会報告は、真実か。この再質問をさせていただきます。

まあ、あの、検証委員会は、第三者機関で行われているという、今、説明があって、町長言われましたので、実際問題としてね、検証委員会の報告内容がどうだったかという点を、まず、確認していきたいというように思います。

最初に申しましたように、避難勧告の遅れが、そういった今までの経験則、つまり、過去こうだったから遅れたんだというね、そういうことだというのが、検証委報告であります。で、検証委の、検証委員会報告書の、どこを読んでも、これが、地域防災計画がこうなっているのに、これを守らなかったというのが、最大の原因だというような記述はない

んですね。そういったことからすれば、この検証委員会の、特に、この避難勧告に限定してね、見れば、やはり真実の検証になっていないのではないか。踏み込んだ検証になっていないのではないかというふうに思うわけでありますけども、その点では、町長の見解いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当時の状況をですね、それぞれずっと、検証委員の先生方も、調査をしていただいて、その9時20分になったということ。それは、当然まあ、これまでの過去の、職員、私達も経験をして来て、いろいろと行動をしてきた。そういう中で、その結果に基づいた中で、実際に9時20分になったと。その結果として、当然これは、防災計画と照らし合わせれば、それは、防災計画から遅れているという結果は、当然、そのことは、もう事実としてあるわけですから、そのなぜ、そうなったかということについての、検証については、私は、検証委員の先生方が、そういうふうに見ておられるということについて、何ら間違いではないというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あの、ちょっと、よく分からないのが、その、検証委員の先生が、その見解持ったんで、地域防災計画を守らなかったというのは、守られなかったというのは、当然のことだというふうに、町長、聞こえたんだけど、ということは、町長の見解としては、経験則でやったのは、防災結果から見たらね、これは、自分の決めた防災計画、これ町長が決めた防災計画ですから、それを守らなかった、自分の決めたことを守らなかった、これが原因だというふうに、町長の見解として、検証委じゃなくって、町長の見解としては、そのように考えておられるのですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、そういうことは、あの当時の状況からしてですね、私は、そういう9時20分になったということについては、まあ、そういう、いろんな状況の中で、そういう状況になったんだと。

しかし、それが、その後から検証して、全体を見てですね、後から検証すれば、当時、なかなか当時のことが、全ての状況が分からない。しかし、検証をすれば、どの地域が、どうなっていた。あの時間にどうだった。どういうふうな状況であったということは、これ、後から全て分かるわけです。

そのことから、判断すれば、当然、また、その防災計画に記載されていることと比較すれば、それから見れば遅かったということ。これは、事実だということであります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、論点がかみ合っていないんですね。

私は、防災計画が、こうなっているのに、それが守らなかったというのが、最大の原因じゃないのか。経験則に頼るのが問題じゃなかったということで、質問しているので、ちょっと論点が違うと思いますので、その当たり、是非考えてください。

それでね、こういう報告になっているんですよ。検証委員会報告がね。本来、比べてはならないもの、それをね、旧町と、今回の佐用町の取り組みを比較して、で、旧町の時と何ら変わらなかったという、そういうね、記述をしてね、経験則に頼ったという説明をされておるんです。それはね、こういうことなんです。報告書の 114 ページから 115 ページにわたっておるんですけども、平成 16 年の 9 月に大きな災害がありました。あの時にね、避難勧告が発令されておるんですね。これは、もう事実としてあるんですけども、それを引き合いに出してきてね、今回は、7 時 58 分に避難判断水位に到達して、佐用観測所が。発令したのが 9 時 20 分ですから、1 時間 22 分遅れたということ、まず明らかにして、で、旧町時代は、どうだったかということ、平成 16 年 9 月 29 日、5 年前の災害では、旧佐用町では、1 時間 15 分、避難判断水位に達してからね、1 時間 15 分遅れて勧告を出した。旧南光町では、避難判断水位に達してから、1 時間 20 分後に発令した。それから、旧上月では、発令していなかった。この事実を持って来て、そこから出て来たのは、今回、1 時間 22 分で、前は、1 時間 20 分、発令してない町もあったということ、比較して、今までと特別にね、変った、発令の時間ですよ。発令の所要時間は、変ったものではないという記述をされておるんですよ。

こういう記述と言うのは、本来比べてはならないものだというふうに思うんですけども、その当たり、こういう比較については、どう思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 私達、役場の、それぞれ職務、職員として、いろんなまあ、仕事をやってきて、職員がいるわけですけども、まあ、その合併ということがあった、新しい町になったと言っても、それは、旧町の、それぞれの物を全て引き継いで、町ができて、あったんで、そこで新たに、全く切れているものではありません。ですから、それが、比べてはならないというふうに言われますけども、やはり、経験としては、それぞれの職員、20 年、30 年、まあ、それぞれの長さは違いますけども、その職員も、私もまあ、旧町の時代から、そういう、災害時に対応してきた。そういう中で、やっぱり、私達は、積み重ねたものを持って対応してきているわけですからね。比べてはならないと言われるのは、私は、どうも納得がいきません。それが全くなしで、ゼロの白紙で、やれと言われるのは、これは、また、おかしいというふうに考えますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） いや、これ、町長、当然分かって、言っておられたというふうに思

ったんですけど、これ、何で比べてはならないか言いますとね、つまり、こういうことなんです。

例えば、物の長さを測るとき時に、片一方は1メートル、片一方は10センチ、どっちが長いのか、1より15多いから、10センチというのは、そういうバカな数え方する人は、いないでしょ。当然、単位を合わせて、1メートル10センチは、0.1メートルですから、だったら、1メートルは長いというふうにね、単位を合わせてこそ、条件を合わせてこそ、これは比較ができるんです。

なぜ、私は、これ言うかと言いますとね、平成16年のあの災害の時にね、避難判断水位を超えたら、発令しなければならないというふうな基準はなかったんです。この発令しなければならない基準ができたのは、平成16年に、佐用も大きな災害ありましたけれども、その前に新潟県で大きな豪雨災害があったんですね。あの災害を受けて、内閣府が、多くの市町村が避難勧告発令に困ったと。基準がないからということで、翌年の、平成17年の3月にガイドラインを出しておるんですね。避難勧告の出し方というガイドライン。避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン、平成17年3月、検討会、内閣府のね、検討会として出しておるんです。

で、その中に、はっきり書いているのは、はじめの、そこをちょっと、詳しく読みますとね、適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、市町村長の責務である。しかし、市町村長がそのような局面を経験することはそれほどなく、また、一般的に各種災害対応に精通しているわけでもない。そのため、市町村は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを整備しておくことが不可欠である。本ガイドラインは、このマニュアルを市町村が作成するための手引きとなる指針をとりまとめた。つまり、あの平成16年の災害の後、平成17年に、この避難勧告発令のガイドラインを内閣、検討会は作って、これを全国の市町村に指示したわけですね。

それで、それを受けて、この合併佐用町では、平成19年に、今の佐用町地域防災計画ができた。つまり、この新佐用町地域防災計画によって、避難判断水位に達したら、避難勧告を出しなさいという取り決めを、町長自身が、本部長となって決められたのが、平成19年なんだ。ですから、平成16年に、避難判断水位を超えて、避難勧告発令を出したのは、基準は全くなかったわけですから、そんな基準がないのに、1時間20分後だったとか、どうだったかというような比較はね、やっぱりこれは、条件が違うわけですから、比べること自体がおかしい。このように思うんですよね。

これを、なぜ、そんなことが分かって出してるかということに考えればね、意図的かなというふうにさえ、思えるようなことではないか。

お聞きしますけど、この平成16年の災害の後、17年のガイドライン、それを受けて、平成19年の地域防災計画で、発令のマニュアルを作った。その経過は、間違いありませんか。

私は、旧上月ですから、旧上月の地域防災計画にはありませんよ。避難判断水位を超えて、即勧告なんていうのはありません。この経過は、まず、間違いありませんか。担当課長、あったら、教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）

はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） おっしゃるように、旧町の地域防災計画の中には、避難判断水位、そういう水位の数値はなかったと記憶しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ということからすればね、これは、町長にお聞きしたいのだが、比べてはならないとは、そういうことですよ。条件が違うもの比べてもね、何の意味もないわけですね。それをあえて、ここで比べているということ自体が、やっぱりこれは、その意図があるんじゃないかとさえ思えるんですけども、そのあたり、いかがでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 19 年にですね、新しい防災計画ができて、まあ、初めて、まあ、それ以後の災害でありました。

で、以前の旧町では、そういう避難判断水位というのは、明確に、そういう記述がなかったということですけども、しかし、その避難、そういう水位についての危険、規定というものはあったわけです。規定というのは、防災計画の中で、避難判断が、こうこうという記述はないですけど、総合的に判断するということになっておりますけれども、その総合的に判断する中での水位というものは、規定は、県の方も定めてありました。

今回も、それに基づいて、その数値というものを、防災計画の中に記載されているということです。その判断についても、やはり、記載の水位が、到達すれば、全て、後は、総合的に、やっぱり判断するということも、記載されております。

ですから、それは、過去の、そういう経験の中で、前と、行動したという、そのことが、これは事実として、私は、検証の中でも記載されている。そのことが、どういうふうに、じゃあ、捉えられるのか、それは、また、今、鍋島議員は、そのことが、間違っていると。まあ、それが過失責任だと言われるんだったらば、それは、そうなんでしょうけれども、そういう対応したということの、事実を書かれていることについては、間違いはないと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、また、ちょっと論点おかしいんですね。比べちゃいけないものを比べておること自体おかしいんじゃないかと聞いておるんだから、この避難勧告発令の基準というのはね、何も、これ佐用町だけじゃないんですよ。全国に、提示された。平成 17 年に、16 年の災害受けてね。こういう基準でやろうということで、それを受けて、県、それから佐用町は、地域防災計画で明確にした経過ですから、時間経過から言えばね、やっぱり、これは、あの平成 17 年のガイドラインに沿ってね、この基準が明確になったと。それで、地域防災計画が作られたという経過。これは、もう疑いようがないでしょ。それを疑いようがなければ、やっぱり無理がある。この比較は。いうことになるんじゃない

いですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、佐用町の中で起きた、その状況を、記述されてですね、それと比較をして、検証をされているということであって、それが、今、言われるように、17年の、そういう通達、また19年に作ったものと比較すればね、それは、そういう記述の仕方というものが、おかしいと言われる、そこは、それぞれ解釈の仕方だと思います。

私は、まあ、検証委員としては、そういう比較をして、今回の災害の状況を検証されたということだと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 町長、是非、検証委員会報告を読んでもください。

というのはね、仮に避難判断水位があって、発令するのは、するとしたら、旧町時代であれば、こういうことになりますよという記述じゃないんですよ。比較すれば、何ら、今回と変わらなかったということで、最後に、こういうまとめ方しておるんですね。

避難判断水位到達から、避難勧告発令までには、平成16年9月29日の佐用町における過去最大の被害と同様の時間を要している。ということで、ここを締めておるわけですよ。これは、明らかに、その中から、比較してならないものを比較して、結論付けておるんですね。こういう結論の付け方は、おかしいんじゃないかということをお聞きしているわけですけど、このあたり、どうなんでしょうかね。

〔山田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山田理事。

復興担当理事（山田聖一君） 検証報告の読み方の問題でもあるのかなというふうに、私は、感じます。

で、避難判断水位に、避難勧告を発令する、その基準というのが、議員のおっしゃるように、旧町時代は、漠然としたものでしかなくて、で、17年の際にですね、ガイドラインが出て、で、国のガイドラインに沿った形でもって、それを教科書としたような形でもって、町の方で19年にですね、現在の地域防災計画があるわけですね。

で、その地域防災計画の中には、避難の種類及び発令基準という、199ページのところになるんですけども、そこに、おっしゃるように、避難勧告、水位周知河川というところにあってですね、基準観測点の水位が、避難判断水位に達した時という記述がございます。

で、その199ページの表の前段にはですね、洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域については、避難判断水位等を指標として判断する。で、なお、判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行うと、こういう記述があるわけです。

で、この検証をですね、この地域防災計画と合わせて読んでいただくと、もう少し分かっていただけるかなというのが、私が感じていることですよ。あの、それは、どういうことかと言うと、これは、単に旧町時代の物を引っ張り出して来てどうこうということでは、おっしゃるわけですが、それは、比較しておかしいというふうにおっしゃるわけですが、ここで、言われようとしているのは、おそらく、要は、現場からの情報、現場からの報告を重視して行っていたと。この度の災害対応、現場からの水位に達したということを、きっかけに動くのではなくて、それよりも、現場からの情報を重視したために、結果としてですね、遅れてしまった。遅れてしまったというか、タイミングが、この書かれている、書かれているというか、この水位、基準として持っている、指標として持っているタイミングには、なっていなかったと、こういうふうに書いてあるわけで、全くちょっと、理解の仕方が、少し、われわれとは違うのかなと。いうふうに思います。

んで、あわせてですね、前段で、登壇されておっしゃった中でですね、齋藤副委員長が、第1回目の委員会ですか、第1回目の委員会で、町の計画は、よくできている。確かに、そうおっしゃってました。で、問題は、これが守られていなかったからだというふうに結論付けたというふうにおっしゃいましたけれども、第1回目の委員会です。まだ、検証はスタートしていない段階で、副委員長は、そういうふうには、おっしゃっておりません。そういったことを、町の方でも、議事録については、公開しております。その中を読みますと、現行の町防災計画、水防計画は良くまとまっている。計画に対し、実際の対応がどうであったか、できなかったことがあればその原因は何か、今後どうすべきかを検証したい。こういうふうにおっしゃっておりますので、付け加えておきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、齋藤副委員長のやつ、またやりましょう。

ちょっとね、何が、今、論点で、狂うとるか言いますとね、結局、地域防災計画でも、ガイドラインでも、今の地域防災計画でもね、避難判断水位に到達した時に、避難勧告を、いつ出すのかというね、考え方が、まあ、今の山田理事との間とも、見解狂うとんで、違っておるんですよ。

あの、佐用町地域防災計画を、今言われたように、199 ページに、いつ、避難勧告を出すのかということを書いておるんです。

1 つは、避難判断水位に到達した時に、判断する。なお、これが、今、山田理事が言っているね、判断に当たっては、上流域の状況、現場の巡視報告、通報等を参考に、総合的に迅速に行う。この解釈が、山田理事が、私は、間違っておると思うんですね。

この解釈はね、これは、ガイドラインの中にも、よく読んだら触れてあるんだけど、まず、避難判断水位に到達したら、基本的に速やかに、これは、避難勧告発令しなさいと。なおという以下はね、こういう解釈ですよ。なおというのは、例え避難判断水位に到達していなくても、現場の状況、堤防の状況、上流域の状況、それから、通報等、こういう物を加味してね、加味して、避難判断水位に到達していなくても、避難勧告出しなさいというのが、これは、私は、正しい解釈だというふうに思っておるんですよ。避難判断水位も、現場の状況も、上流域も、同等に並べて判断せいなんで、書いてないはずなんですね。このあたりは、おかしいというふうに、今のことを思います。

それで、伺いたいのだが、僕、これ町長に聞きよんだけれども、町長自身に伺いたいのは、避難勧告に到達すればね、速やかに、やっぱり勧告しなきゃいけない。これが、論よ

り証拠に、その後の、検証委員会報告の提言ではね、避難勧告水位に到達したら、直ぐ出しなさい。例え、例えね、職員が集まって、骨折り損になったとしてもね、大事なことだ。それ、1点書いて、それから、2点目に、水位に到達してなくてもね、これは、今回のように、夜暗い状況だとか、そういった状況の時にはね、やっぱり勧告出しなさいと。これは、正しく検証委員会が解釈しているから、こういう提言をしておるんですね。これは、私は、正しいというふうに思うんですけども、町長、避難判断水位に到達したら、速やかに出すというのは、これは、地域防災計画の趣旨じゃありませんか。確認したいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の、こういう結果を持ってですね、検証していただいて、今後の方針として、そういうふうに、すべきだという結論が出されております。

しかし、私は、これまでのね、それまでの経験、解釈として、私も、その山田理事が申しましたようにですね、避難判断水位に達すれば、即、それだけで、勧告を出すというふうには、解釈はしておりませんでしたし、その読み方として、それは、今、言われるように、結果として、そういう読み方で言われますけども、総合的な判断をして、その中で、そういう判断をすると、総合的に判断をするという形で、考えておりましたので、ですから、それは、次元的にですね、その流れがありますから、もう全部一元的に捉えて、その、過去と今、その災害以前と、災害後の対応等について、同じ考え方で、そのように指摘されますと、それは、私は、そのやはり考え方として、今回のを教訓にして変わっていくんだと。対応の仕方を、こういうふうに考えていくんだという解釈も変わっていくべきだというふうに思いますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 結局、よく分からないんですけど、結局、町長自身の本音として伺いたいんですが、避難勧告を遅れたことに対するお詫びというのは、町長は、されました。そのお詫びの内容というのは、自分の決めた、この地域防災計画を、きちっと遵守しなかったから、こういうことになってのお詫びなのか、それとも、経験則に頼るという、もう止むを得ない事情、だけでも、遅れた。このどちらが、町長の本音なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういうね、やはり、最終的結果になったことについての、申し訳ない。町長としてのお詫びです。

ですから、それは、ただ、何もしなかったのではなくって、当時、職員も、私達も、当時の状況の中で、できるだけことはしたつもりなんですね。ただ、それが、後、検証されて、結果として、そういう、その、後、全体が、把握できた中でね、できなかったこと

があると。もう少し、こうしておけば良かったという反省がある。教訓がある。そういうことについて、申し訳ないと。それが、できておればということはありませんけども、それは、それは、結果の話から見ての、それは、結論、判断でありまして、その時に、立ち返れば、なかなか、それは、できなかったということでもあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） はい、大事な点で、

議長（矢内作夫君） あ、鍋島議員、齋藤氏の発言については、訂正はしませんか。

16 番（鍋島裕文君） 齋藤氏の発言については、また、後ほど言います。

町長のね、結局、今、途中で入って来たから、忘れた。あとまあ、混乱したけれども、避難勧告の遅れというのは、結局、皆、一生懸命やったけどもね、仕方なかったけれども、時間的に遅れたから、お詫びするんだというふうに、今、聞きました。

私はね、これではやっぱりね、真面目な反省じゃないというふうに思うんですね。真面目な反省というのは、自分が平成 19 年の、19 年に、避難勧告は、このように出しますということ、地域防災計画で決めている。ちょっと、解釈の、おかしい解釈を、今、伺いましたけれども、その自分が決めたね、この決まりを、今回、適用できませんでしたと。ということで、ならないとね、本当に反省したことにならんんじゃないかと。このように、思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、鍋島議員の見解で、そういうふうに、指摘をいただいているということでもあります。

まあ、答弁につきましては、先ほど、私は、気持ちとしては、そういう思いで、先ほどの答弁にさせていただいたとおりでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、あの、町長の放送についての答弁がありましたのでね、その関係含めてやりますけども、これは、何ぼやっても結局、地域防災計画が、明白になっているのにね、それを、今回、守れなかったということは、これ、明々白々だというように思うんですね。はっきりしておるんだから。それを、なかなか、町長、認められないというふうに、今の答弁を聞いて、感じました。

やっぱりね、私は、その姿勢はおかしいということ、ここで指摘しておきます。

で、まあ、町長の放送についての関係ですけど、これなぜ、こんなこと言っているかと言いますとね、検証委員会報告でも、随所に書いてあるのは、まあ、確かに、この放送自

体ね、当日の夜、大変な状況の中から、放送をされました。そういった努力話を聞いております。

しかしね、避難準備放送と、避難勧告放送というのは、何の区別もなかったんです。これは、検証委員会は、同じものだというふうに判断してますね。事実、メモ書きや何やら読んでみても、同じ物なんですね。

それで、9時20分に災害対策本部で、避難勧告発令を決めてから、放送したから、避難勧告と言われるけども、避難準備放送がね、それ以前になされていたら、町民がですよ、被災者、町民からすれば、とにかく危ないですから安全な所へ逃げてくださいという放送は、避難勧告に聞こえますわね。同じ内容ですから。そういうことからすれば、全町的になされたのが、9時20分前の午後9時8分にね、不明な放送として、全町放送がなされておるんです。で、その前後は、新町や川原町にね、避難準備や避難勧告放送はされてます。

それが、この一覧にあるわけでありましてけれども、そのことからすれば、確かに、当時の記憶、私自身の記憶もね、正当だというには、自信はありません。混乱してましたからね。

それで、町長に伺ったわけですが、じゃあ、再度、町長の先ほどの答弁について確認したいんですけれども、最初の放送は、10時14分、それから、よく聞こえなかったということで、10時24分の2回放送だというふうに言われました。

私の聞いている記憶はね、最初に、大変な事態になっておりますという放送の時には、自衛隊に要請したということが、放送されなかったような記憶が、1つあるんです。ということは、これは、9時42分より以前ということになる。9時42分に、自衛隊派遣要請してますから。そのようにあるんです。

それで、2回目の放送というのは、この放送、入っているの。入っていないということ、盛んに、町長気付いてないだろうけど、町民に聞こえてたんですよ。入ってるの。入っていない。入ってる。盛んにね、そういった町長の声が聞こえてました。それは聞こえました。事実。

それから、3回目に自衛隊へ派遣要請したという話を、24分にされたというような記憶があるんですね。

で、それで、確認したいのは、最初の放送も、ちゃんと原稿でされたのかということ。

それから、9時42分以前の放送、つまり自衛隊に派遣要請する前に、避難準備的な内容ではなかったか。この2点について、再度確認したいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私が、直接放送したのは、今、答弁させていただいたとおりです。私、直接、その機器の操作というのがですね、自分ではできませんので、職員が、女性職員が出てきてから、その職員と一緒にですね、入って、放送室で放送をしております。ですから、9時42分、自衛隊に派遣要請なり、県にもしましたけれども、それ以前に、何も、私の方からの放送はありません。それは、防災担当の方が放送をしております。

で、9時8分ですか、全町、それが、ずっと不明だということになっておりますけれども、これはまあ、いろいろと調査をして、誰が放送したのかということですね。なかなか、まあ、その記憶というものが、皆さん、今、お話のように、正確でない部分がありますので、その放送の操作の手順で、誰がしたかというのが、だいたい推測ができるということで、

それは、今、防災担当の者が行ったのではなくってですね、これは、他の者が行っている。で、そのことの中で、9時8分については、消防団長の記憶の中で、全町の消防団に対して、放送をするということで、消防担当の職員が放送をしているというふうに、推測はされます。

ただ、本人が、そのことが、記憶が定かじゃないということで、不明という形になっております。それは、その時に、担当の者が上がった時に、一緒に、消防担当の者が、その放送室にいたという、その記憶は、まあ、直ぐの調査で分かっておりますので、まあ、その消防担当の者が放送したものであろうというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、その、なぜ、この9時8分が言いますとね、ええっと、全町放送というのは、この日、結局、9時から、9時8分、それから、9時20分の避難勧告放送、そういう放送になっているんです。それ以前から、ずっとありましたよ、放送はね。各集落での放送も、19集落で放送されてます。

この8月9日の、夜9時8分の放送、これは1分31秒放送されておるんですね。で、この時に放送したのは、この前後から含めてですね、当時の住民課副課長、それから、住民課課長補佐が、この前後の放送をされているということは、これはもう明らかにされているわけですけども、そういうことからすれば、この1分30秒からの放送をね、どういう内容でやったか分からない。当時の記憶云々じゃないんですよ。他の放送については、メモも含めてですね、こういった放送だったということを記入されている。ところが、この9時8分の全町放送だけ不明ということになっておるんですね。

今、町長、言われたように、消防団長は、9時8分に、全佐用町消防団出動と、この時期にかけるかどうか、ちょっとははっきりしませんけども、9時8分ですからね。もう。そういう放送だったかどうかということが、記憶があるのであればね、これは不明じゃなくて、そういった内容で、放送内容として、明らかにすべきだと。

だから、町長も今、断定はできないというふうに言われたけども、一番そこで大きな疑問というのは、なぜ、この9時8分が分からないのかと。放送されている人は、だいたい分かるという状況の中だったら、なぜ分からないのか。このあたり、もっと調査する必要あるんじゃないですか。

私は、この時に、避難準備放送がされたんじゃないかというふうに思うんだよね。そのことも、調査を含めてしていただきたいと。やっぱり、これ、重要な問題です。そのように思いますけども、町長の見解と、この要請についての答弁お願いいたします。

〔町長「担当課長」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今、鍋島議員が言われている、その9時8分の放送が不明ということですけども、その148ページの放送内容見ていただいたら分かりますように、例えば、20時51分についても、江川地区の、その放送の内容不明。それから、8時52分、これ

についても、消防団招集「不明」と、こういう、あの不明という表現をさせていただいてますのは、町長が、答弁させていただいたように、消防主任の記憶というのが曖昧であったと。全体的に曖昧であると。その部分で、不明という表現をさせていただいてます。

で、この放送、この9時8分の放送につきましては、町長の説明と繰り返になるんですけども、その放送の卓というのは、コンピュータで記憶されています。で、その規定に、ログというのがあるんですけども、そのログを起した中で、時間、あるいは放送のエリア、そういうものが、きっちりと残っております。まあ、その時間、放送エリア、それともう1つ、そのエリアの操作の中で、記録の中で、誰が、その操作をしたかと想定できるような、その経過が残っています。単純に操作と言っても、マニュアルの、機械ですので、マニュアル操作があるんですけども、マニュアルどおりに操作している者と、それから自己流、まあ、操作の手順が違う者。この時間帯の中では、3者、3人がしているんですけども、それぞれ、3人とも特徴を持って、その操作をしています。これはまあ、そのログの中で、はっきりと出てきておることです。

それと、もう1つは、他の所で、不明というような表現をしてないのは、要は、防災担当にしましても、町長の放送を補助した職員にしましても、その職員については、記憶がはっきりとしています。で、全体として、その消防主任の記憶は、全体的に曖昧であるという、そういう中で、不明という形をさせていただいてますけども、この9時8分の放送につきましては、もう消防団長が、そういう指示をされたということ。あるいは、その直後、その無線室に入って、放送をした防災担当が、その卓の前に消防主任が座っていたと、そういうことも目撃もしております。

また、他の、ちなみに、他の不明と書いている分につきましても、副団長から、その指示を受けた、電話で指示を受けておるんですけども、そういったメモも、その放送室の方には、残ってます。まあ、そういう確かな証拠もあるんですけども、消防主任の記憶が、全体的に曖昧であると、そういう中で、この検証報告については、その部分について、不明という表現をさせていただいてます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後3分です。鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 答弁になってないんだけどね、結局、江川地区の話で、不明と書いてあると言いましたが、これ、消防団招集「詳しいこと不明」と書いてあるわけだね、内容については、消防団招集、8時52分については、書いてあるわけです。

ですから、この不明と。全く、何の不明なのか分からないということですから、これは、やっぱりね、放送した人が分かれば、是非、確認して欲しい。これの答弁をください。

それから、齋藤副委員長の件でありますけども、私も第1回目の会合に行きました。確かに、今、山田理事言われたようにね、私のメモでも、結構良くできていると。で、問題は、これを実践するかどうかというふうに書いておるんですね。これを、私は、守るかどうかだというふうに表現したと。実践するかどうかだというふうに書いております。メモはね。

それで、後、3分ありますので、公正な入札の関係で、あっ、答弁くれる。さっきのやつ。調査するかどうか。不明。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これにつきましては、本当、災害直後から、その放送について、県の方に、その避難勧告の発令等の、その報告もありますので、きっちり、その担当者等も集めて調査し、で、この検証報告の検証委員会、それに提出する前にも、まあ、調査をさせていただき、また最近も確認をしていただき、そういった調査の上での整理ですので、これ以上の調査というのは、できないと思います。

〔鍋島君「ああ、そう」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 公正な入札、もうほとんど質問できないんで、まあ、実態、状況については、報告で分かりました。町内業者優先し、公契約、働く労働者のね、生活を守る公契約条例も検討していくと。確かに、大事な答弁されてます。それで是非、お願いしたいというふうに思います。

それでね、1点、これは、今回の佐用町じゃないんだけど、よく聞こえてくるのが、これほど、災害で大きな仕事が出る時にね、ここは言いませんよ。余所では、暴力団関係が下請けに入ってくるというようなね、そういった話を聞き、町民の方で、そんな心配をされている方もあります。

それで、仮にですよ、仮に、そういう暴力団関係が入るような状況だとすれば、何か、手立てがあるのか。私は、佐用町の町営住宅条例で、今度、改正してね、暴力団云々についてということで、規定を設けたから、これは、佐用警察署に照会出来るというような条例になってますけども、何か、ああいう手立てで、暴力団を排除するような、そういう手立てがあるかどうか、答弁をお願いしたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、警察の方にですね、まずは、そういう疑いがあったり、問題があれば、問い合わせはしますし、公共事業の発注、契約発注につきましても、そういう関係が、もし関与をしておれば、指名停止をするというような、そういう状況もありますので、それで、厳正に、ちゃんとやっていきます。

議長（矢内作夫君） はい、時間がきました。

以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

続いて、1番、

〔山本君「ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

10 番（山本幹雄君） ちょっと、ちょっと、休憩して、ちょっとだけ休憩して。

議長（矢内作夫君） はい、暫時休憩。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 34 分 再開

議長（矢内作夫君） 再開をします。

続いて、1 番、石堂 基君の発言を許可します。石堂 基君。

〔 1 番 石堂 基君 登壇 〕

1 番（石堂 基君） 1 番議席、石堂です。穏やかに一般質問をさせていただきます。

今回は、災害時の初動体制の確認についてと、それから災害復旧事業、まあ必要箇所の早期把握についてという項目でさせていただきます。

まず 1 点目の、災害時の初動体制の確認について。前 6 月議会の一般質問で、同様の内容をさせていただきました。質問時間の関係で、答弁をいただいた内容で、再質問等の内容がありましたので、それを含めて行っております。災害の発生が予測される場合の初動体制について、先の 6 月議会で質問を行いました、次の項目について改めて伺いたい。

1 点目、去年の台風災害時には、過去の経験に基づき管理職を中心とした準備配備を行っていたと、答弁をされました。この説明の具体的な配備内容を明らかにされたい。

2 点目、去年の災害以降、水防指令等の発令時の初動体制については、ほぼ防災計画どおり体制が行われているというふうに思っております。これは、去年の台風以前の、あっ、失礼、過去の経験に基づく判断が、これまで誤りであり、防災計画どおりに従って初動体制を進めることが必要と判断されたから、そのように変更されているのか。

3 点目、これまで、公表あるいは、検証委員会報告にもありますが、災害対策本部は 19 時設置として公式発表が行われています。人的配備も行われていない状況を見れば、災害対策本部として認識することには、問題があるのではないかと。

この 3 点について、お伺いをします。

それから、大きな項目の 2 点目ですが、去年の災害により、町内には、多くの復旧事業、必要箇所が生じています。農災や公共を中心にして、早期に復旧が望まれる箇所については、各自治会役員から報告も行われ順次、現在、進められています。しかし、こうした中にも国庫対象事業を漏らすなど、住民に不利益が生じていることもあり、今後、丁寧な取り組みが求められていると思います。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、いわゆる査定漏れ事業で、町単独事業として行われた内容、件数・事業費などです。について説明をされたい。これについては、先の特別委員会で、一部資料も提出され説明を受けましたが、重複しますが、再度お願いをしたいと思います。

それから、2 点目として、各自治会からは、現在でも復旧事業必要箇所の報告、あるいは要望が出されていると聞いています。町内全体の、未だ未復旧等の全体把握は十分に行われているのか。

この 2 点について、お伺いをします。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害時の初動体制の確認についてでございますが、昨年の台風災害時の具体的な配備内容を明らかにされたいということでのご質問でございますが、町では従来から、職員の配備体制は、気象警報と県が発令する水防指令だけでなく、河川の水位や気象の状況なども合わせて判断して、職員の参集、配備を指示し、管理職を中心とした準備配備を多く行って参りました。これは、過去の災害の対応が、そういう体制でできていたということで、過去の経験に基づいた対応をしてきたものでございます。

8月9日当日も、午後3時頃から消防長、住民課長、同課副課長が参集し、気象等の情報収集を行っておりました。また、建設課、下水道課及び上月支所等にも管理職を中心とした職員配備を行っております。

午後7時の時点で、住民課を中心に役場本庁舎9名、第2庁舎4人、下水道課、水道課8人、上月支所6人、南光支所1人、三日月支所1人の29人が参集をしております。また、消防本部や出先機関で勤務する職員などが21人で、合計50人の体制でございました。

昨年の災害では、一時雨が小康状態になり、河川の水位も下がるという状態が生じた後、短時間に猛烈な雨が降り、急激に河川の水位が上がるという、過去の経験では予測できない事態が生じたところであります。このため、その後の初動体制については、状況を総合的に判断しながら職員の配備体制をとってきたものでございます。

次に、職員の初動配備につきましては、災害検証委員会の報告書において、災害の態様ごとなど、きめ細かく配備基準を定めることが望ましいと提言をされております。これを受けて、既に地域防災計画の見直し作業に着手しているところでございます。

最後に、災害対策本部の19時の設置につきましては、今までも申し上げてきたとおりであります。災害対策本部は、気象や地域の情報などから、町としての災害対応を判断し実行するための防災体制であり、人員の配置状況が本部設置の条件となるものではないというふうに思います。

次に、災害復旧事業必要箇所の早期把握についてのご質問でございますが、災害後、被災箇所が確認できず補助災に申請できなかった件数につきましては、現在把握しているのは建設課関係で、河川46件、道路39件、計85件であります。内、河川14件、道路13件を工事発注をさせていただいて復旧に努めており、契約総額は、約6,300万円であります。

農林振興課関係では、農地42件、施設88件の合計130件で、内、農地26件、施設57件の83件は完了しております。130件の総額は、約1億700万円となっておりますが、国庫補助災害に採択されるには、各、諸要件を満たさなければならないため、全てが対象にはならないと考えておりますが、地域の被災状況や受益者負担を考慮し、補助率も今回、これまでの85パーセントから、小災害におきましては、90パーセント、補助災に採択できる規模のものにつきましては、95パーセント。100万円以上につきましては、5万円までという限度ということで、嵩上げをさせていただいたところでございます。

被災全箇所の把握については、現在、鋭意、復旧に全力を傾注しており、事前調査による把握は、なかなかできませんが、今後も、自治会及び地域住民の皆様から情報提供いただき、復旧申請が出てきましたら、現地を確認し、緊急性、復旧の必要性を調査をして、引き続き早期復旧に努めて参りたいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、石堂議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、災害時の初動体制の部分から再質問をさせていただきたいと思います。

既に、検証委員会の報告でありますとか、これまでも、度々一般質問、あるいは、議会に対しての報告の中で、示された内容かと思います。

あのまあ、私、特に、この点でお伺いしたいのは、その初動体制について、特に検証委員会報告の中で、概ね、文書表現が、数箇所出てくると言うんですけども、管理職を中心にした、準備配備を行っていたと。先ほど、町長の答弁の中にも、まあ、管理職対応という言葉で出ておったんです。ともすると、その管理職対応、あるいは管理職を中心にした、準備配備ということで、こう、文書読んでいくと、まあ、災害対策本部の中の、各活動部、部ですね。部のだいたい、リーダー、あるいはサブリーダーが、まあ、管理職の方だと思うんですけども、そのあたりを招集していたのかなというふうにとられると思うんですが、実態的には、もっと規模の小さい内容だというふうに、今の説明でお聞きしたんです。

で、あの、具体的に、まあ3時以降ですね、町長が、まあ、今回の、この台風の襲来に備えて、誰と誰と誰に、管理職を中心にしてだろうと思うんですけども、役場へ出てきてくれと、で、情報収集してくれということを指示されたのか。で、その指示される範囲っていうのが、まあ、当然、運用でされていると思うんですけども、どこまでの範囲だったのかということですね。実態的に、どういうふうな指示対象、で、指示内容になっていたのか。それを答弁いただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この台風災害ということで、9号災害ということになりましたけども、この時点ではですね、台風という認識は持っておりませんでしたし、台風であれば、進路、また到達時間、いろいろと、まあ、その辺は、警戒態勢もまた変わってきたと思います。実際。しかし、そういう状況の中で、雨は降ってましたし、水防指令も出たということで、この管理職、それぞれ、その防災に当たる担当職員、そこは、連絡網というものはありますけども、当然、そこに準備態勢に出てくる職員というのは、もうその職務というのは、自分たちで認識をしておりますから、私から、誰と誰を出動しなさい。出なさいというようなことは、これは、当然、今までもしておりますし、自主的、当然、職務として、職員が参集するという形で対応をしております。

それ以後の連絡については、それから、その担当から、それぞれ指示をする。与える。指示をして、出動させるという形になるわけですけども、まあ、ここに、この7時の時点で、例えば、参集している職員等につきましては、私の方から直接、指示をして出るものではなくって、自主的にと言いますか、職員の職務として出て来ていると、出動しているということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ということは、事実経過の再確認ですけども、概ねまあ、注意報、警報等の発令に伴って、それは、役場の日直から担当課長に連絡が行き、消防長に連絡が行き、各々集まってくると。で、担当課長から建設課長。担当課長というのが、多分、防災担当の課長だろうと思うんですけども、から、建設課長。あるいは、下水道課長のあたりに連絡が行き、この 16 時以降ぐらいの体制が、徐々にできつつあったということの説明だったというふうに思うんですが、そういうふうに理解してよろしいですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 概ね、そういう方法でと言うんか、これまでの、そういう災害時と言いますか、雨、風、台風とか、そういう時に、やってきた、そういう経験の中で、対応しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） はい、分かりました。

あの、まあ、実態的にはね、これまでも何回も、同じ内容でこう、質問している。あるいはこう、説明を受けている内容なんですけど、やはり、ちょっと、その検証委員会の記録の内容で、管理職を中心にした準備配備を行ってきたという、やっぱり文言が耳に付くんですね。目に付くんですね。過大評価と言うんか、過大記載じゃないかなと思うんです。

で、あの、例えば、先ほど、1 回目の、まあ、町長の答弁の中にもありましたけども、17 時現在かな、17 時現在の職員の配備状況ですね、これについても、先ほど言いましたような、まあ、特に、本部長たところの町長の指示命令系統ではなしに、通常の業務として、担当課長からの連絡に基づいて、消防長なり建設課が動いていると。で、まあ、下水道課までいっているかどうか分からないんですが、実態的に、17 時現在で集まっている職員というのは、例えばその、上月支所で相当数の人数が集まっていたというふうに、先ほど、答弁でもありましたが、支所長に、担当課長の方から連絡があったのは、支所長、支所で待機しておいてねという連絡だったというふうに思っているんです。これはまあ、以前にも確認をさせていただきました。

で、結局、そこから先は、まあ、支所長の判断で、例えば、南光、三日月においては、それ以上の職員の参集は必要ないだろうということで、支所長が 1 人、待機をしておったと。たまたま、上月の支所長は、万全と言うんか、16 年の経験もありますので、男性の職員を相当数集めておったということで、かなりこう、ボリューム的には、人数多くあって、まあ、そうしたものも含めて、あるいはその、下水道課、水道課の職員についても、これあの、担当課長なりの指示じゃなしに、それぞれその、河川の水位とかの上昇に伴って、中央監視システムの方からの警報に基づいて、出動しておったというふうに思うんです。

だから、あの、実態的には、職員が、それぞれの通常業務の中で、自主的に判断をして集まっている。ところがその、検証をした中で、報告書に記載されているのは、管理職を中心にした準備配備を行っていたというふうに、少しこう、印象的には、過度のまあ、検

証がしてあるのかなというふうに思います。

で、まあ、そのことをね、とやかくじゃなしに、ええっと、それが、今後と言うんか、今現在もそうですけども、防災体制の中で、どういうふうにか、変更されて来ているのかというところを、確認をさせていただきたいんです。

で、あの、2点目のところになるんですけども、前回の災害以降ですね、各水防指令の発令に伴って、どういうふうな防災体制をひかれているのか。で、少し、あのまあ、細かなと言いますか、今現在、計画の見直しを進めているという段階ですから、提言どおりの内容には、十分至っていないと思うんですけども、まあ、少なくとも、現行の防災計画、地域防災計画に基づく職員配備を行っているのか。あるいは、それを若干縮小した形で、管理職を中心にして配備を行っているのか。その点について、説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この昨年の災害からですね、幸いなことに、まあ、大きな災害がありません。ですから、実質ですね、そういう、災害対応で、同じような状況の中で、まあ、その対策をやってきたということはないんで、これからのことなんですけれども、これからの体制について、今、検証委員会からも提言をいただき、また、その見直しを行っておりますので、まあ、この職員の招集、参集についてもですね、当然、これは、改善をと言いますか、変えていくということになります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと、質問がうまく伝わっていなかったようなんですけども、昨年の災害以降、さよう防災ネットなんかにもこう、情報から得れるようにして、いつも携帯に水防指令が出ると、携帯に情報が入って来るんです。で、その時に、じゃあ、役場の人はどうしているのかなということを聞いているんです。防災計画どおりに1号配備、2号配備やってますよというのか、まあ、計画どおりにすれば、相当数の人件費が嵩むから、そこは規模を縮小して、7、8割でも、課長なり災害警戒本部なり対策本部として稼働する時のリーダー、サブリーダーぐらいはおるよというふうに行っているのか、実態的に、どう、今、水防指令が出て動いているのかという点について、説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 現状、今の段階は、水防指令1号が出ますと、企画防災課の私、他、災害担当の職員が出て、4名体制で当たります。その後の、水防指令の出た後、河川水位、雨量、いろんな情報を見る中で、本部長、副本部長である町長とか副町長に現状を報告し、そして、今の状況ですと、まあ、現状の課の対応だけでいけます。

それから、また、状況によっては、水防指令2号が出ていても、河川水位とか、そういう状況を見ながら、基準どおりの配備じゃなく、あるいは、全体の中で、主要な部署、例

えば、パトロールに出てもらおうような、農林、建設関係、そのへんと、あるいは、対策部の部長、副部長ぐらいで、本来ですと、2号ですと、これだけの人数という中で、現状に合わせたような形は、上と相談しながら、現状も対応に当たっている状況です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 当然のことながら、理想と言いますか、から言えば、当然、自ら、定めた地域防災計画、それに則って、体制づくりというものが求められるのかなと思うんですけども、まあ、言われているように、あるいは、これまでも言われて来たように、いろいろな問題があって、全てが全て、そのとおりにはできないという判断だと思うんです。

ただ、あの、住民側、私らからの要望なりすれば、要は、前回のようなことがないように、とにかくその、客観的に、様々な情報を、役場に何名集まろうが、それは、対応できればいいんですね。いろんな、様々な情報を客観的に精査して、情報分析して、体制が速やかに組める。その体制を準備してもらえれば、それは、住民は、安心なんです。

まあ、当然のことながら、前回の8月の初動体制なり、その体制については、まあ、町長も自ら、様々な機会にこう、謝罪なり説明をされていました。その招集をする。あるいは、集める判断に関しては、もう甘かったと言わざるを得ないと自ら認められているわけですから、そうした過ちを二度とこう繰り返していただきたくないし、繰り返すものでもありません。

で、現状の中で、まあ、先ほど、担当課長の方から説明があったような体制で、僕は、十分だと思うんですけども、如何せん、やっぱりその、状況を聞いていると、例えば、その、今年の2月の時に、記憶が、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、多分、2月だったと思うんですけども、水防指令3号まで出たことがあろうかと思います。で、その時に、地域の消防団に対して、待機命令が出たんですね。明け方の4時か5時ぐらいに。確か。4時、5時、それもちょっと定かじゃないんで、ただ、早朝ですわ。要は、そのまま待機しておれば、一般に、民間にお勤めに行かれる方に関しては、時間的な支障が出て来る時間に待機命令が出たと。で、その時の状況を、実際に、その雨の降る量とか、今後の予測がどうだったかというのは、僕も記憶していないし、後に聞いた話なんで、明確にはこう、質問できないんですけども、より厳格にすることが、ベストなのか、何がベターなのかという、そこをこう、誤らないように、まあ、本部長、副本部長、当然、担当課長、今でしたら、理事もいらっしゃいますので、まあ、そのあたりで、より良い判断でね、暫くの間、暫定的に、計画が見直しされるまでは、移行してしていただきたいなというふうに思うんです。

で、ただ、今、作っている計画の、まあ、例えば、4割、5割の形で、1号、2号配備をやっているということになれば、これから、見直しする計画というのが、少しか窮屈なものになりはしないかというふうに思っているんです。あの、大まかに状況を見て判断するというような文言では、逃げられませんので、よりきめ細かな配備計画みたいなものも必要になってくるのかなと思うんですけども、そのあたり、その計画、防災体制の計画の見直しの、現段階では、まだ、途中だと思うんですけども、流れとしては、どういうふうなものになっていくんでしょうか。もし、差し支えない程度でお答えできれば、お願いします。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 石堂議員のおっしゃること、正に最もだなと。住民の方々が、安心して暮らせるような、そういう体制を、役場としては、取っていかないといけないというふうに考えております。

その中で、これまで、水防指令というのを1つの基準に持って来たわけですが、今、ちょっと、全体見直しをかけるべきなのかなと言っているのは、水防指令というのは、これは、県の水防本部、河川課なんです、ああ、今、河川整備課なりなんですけども、そこが、各土木事務所に対して、出すのが水防指令なんです。で、水防指令というのは、それでもって、各水防管理団体というのが、まあ、それぞれの町であるとか、いってるとこなんですけども、そういう所が動けるように、事前に出していく。で、それを受けた土木事務所なりは、今度、県民局長の名前でもって、水防警報というのを流していきます。で、水防警報1号というのが、ご存知のとおり消防団の待機になってくるわけですね。

で、水防指令というのが、そういった形で、土木事務所が、事前の対応を取っていくために出すものですから、少し、警報よりも低い。水位で言えば低い、早く出るようになっているわけですね。そういったことを考えると、今は、気象の警報にしましても、気象警報も、この5月からは、市町単位で、きめ細かく出るようになっています。で、そういうことを勘案しながら、例えば、警報プラス水防指令2号なのか、あるいは水防警報2号なのかみたいなところをですね、もうちょっと詰めながら、どう言うんですか、参集に関しては、空振りってというのがあってもいいんですけども、ロスができるだけ少ないということも重要なことですので、そういうロスが少ない、けれども、一定の時間には、しっかりと職員が集まれるような、そういう基準にしていけないといけない、配備基準につきましてはですね、そんなことを、今、検討している、正に最中であります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） あの実際には、本当に生ものを相手にすることですから、非常に、それをマニュアル化する。あるいは、ルール化するというのは、難しいと思います。

で、少し3番目の項目と、まあ、なっていくんですけども、で、その時に大切なのは、やはり最終的には、そういう情報とか、あるいは、現状、あるいは、そのまあ、これから先、起こり得ることの予測、それらを誰が、どのように判断するかという、その判断力が大きければ、逆に、そういうルール化を、きめ細かくしなく、その判断力の大きなところに、最終持っていくと。で、その時に重要になってくるのが、僕は、その災害対策本部、これは、災害警戒本部から移行してくるものなので、この力だろうと思うんですね。

従前、私が、一般質問の中で、去年の9月でしたか、12月だったか、確認をした時に、災害対策本部の定義というのは、何なんですかというふうに町長にお尋ねした時に、町長は、自らが、職員を招集する状態になった時、これが災害対策本部やというふうに言われたと記憶しておるんです。まあ、この程度の認識って、これは、僕は、ちょっと今後、改めなければいけないかなと。

で、災害対策本部とは、何ぞやというのは、実は、どこをめくっても、出てこなかったんです。僕の範囲ではね。

で、もし、それに、何言うんですか、こう照らして、これを見れば明らかですよというものがあつたら、示していただきたいなと思うんですが、僕は、それは、何言うんかな、原則論よりも、もう実態ですね。実態の認識として、災害対策本部、あるいはその前提となる災害警戒本部、まあこの体制づくりが、今後の、その地域防災計画の中でも非常に重要になってこようかと思います。

で、町長に、再度こう認識と言うんですか、お伺いをしたいんですが、もうその既に公表されている 19 時が、僕は、誤っているとかという質問してますけども、趣旨自身は、そういうものじゃないんです。今後、取るべき、災害警戒本部なり、対策本部の意識、少なくとも、この 8 月の 9 日の災害時においては、町長が、その職員招集も含めて、自分が集めれる状態に、役場に帰って来た。で、集めるように、声をかけていった。まあ、それを災害対策本部やというふうに認識されてますけども、これでは、あまりにも一極に判断とか責任が集中しすぎます。そういうことは、是非、認識の中から取り除いていただいて、やはり、この体制の中で、そういうものを、作り上げて行く。あるいは、それを実働的に動かしていく。それには、当然、町長のみならず、副本部長になっていく、副町長、あるいは各担当の課長、そして、また、対策本部なりになった時に活動する部長ですね、このあたりを、どのように、その対策本部の中で、最初のその、要はシンクタンクと言ったらいいんか、何か、よく分からないんですけども、協議機関づくりですね。で、その、本当にこう、濃縮された人員の中で、今後の情報とか、実像を分析して、今後の対応を速やかに考えて、職員招集する。消防団なんかいろんな指示を出していくと。そういうものが、僕は、災害対策本部なり警戒本部だろうと思うんです。

そのあたりの認識について、再度、町長にお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 全くまあ、私も、そのとおりだと思いますし、まあ、以前にも、私は、そういうつもり、思いは、思いというか、考え方は、何も以前から変わっているものではないというふうに思うんですけども、私の今までのね、答弁の中では、そういうふうにとられてないのかもしれませんが、当然あの、災害に対してですね、なかなか、組織として対応していかないと、例えば、私が、町長としての、全責任があるとしても、私 1 人の判断で、的確な判断ができるかどうか。これはあの、結果として、できなかったことも、当然あり得ますし、それでは、また、町民の皆さんに責任が果たせないということになります。そういう意味で、災害警戒本部にしても対策本部にしてもですね、それは、いかにできるだけ正確に的確にですね、予測をして、とるべき行動、どういうふうに対策をするかということを判断する。していく、そういう組織が、この対策本部に与えられたものであるかと思っております。だから、そういう意味では、当然まあ、その責任とですね、その果たすためにも、それだけ、まあ、経験も必要であろうかと思えますし、職員の日頃からですね、よく勉強もしておかなきゃいけないと、まあ、たくさんの方が集まれば、判断ができるかということではないと。ここにも、コアメンバーというようなことも、提言の中にいただいておりますけれどもね、やはり、ある程度、迅速に、また的確に判断するためには、そういう経験と、専門的な知識を、やはり持ったものですね、コアメンバーとして、その指示を出せるような、判断をし、指示をだせるような体制をつくっていく。このことが、まず大事だというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） まあ、くどいようですが、再度申し上げます。

以前に、私が、一般質問した時には、ある程度、その災害対応というのを、非難的な立場でしております。で、その時の町長の答弁として、いや9日は、災害対策本部をつくりましたと。私が、もう職員を招集する状態になったからというふうに答弁をされたんで、単純に、その文言だけ、僕は、ずっと記憶に残っているので、それでは、あまりにも認識が足りないんじゃないかと。

で、特にまあ、それは、過去のことじゃなしに、今後ね、体制をつくる、計画を見直すという段階で、やはりこの警戒本部なり、対策本部というのは、非常に、先ほど町長説明された、コアメンバーによる集中的な情報収集、あるいは論議、判断ができ、それを全町に影響していくという重要なセクションになってくるかと思うので、そのあたりを、結局、できていなかった。これが、昨年の台風の災害だろうと思うんです。

まあ、現実問題として、初動体制、あるいはそういう防災体制の中で、先ほども、答弁にありましたように、判断が甘かったという部分ですね。これは、結局、その判断が甘かったと言うよりも、判断材料自身が、やっぱ町長なり、あるいはそれを協議する場というものが、少なくとも、この午後7時ぐらいまでの間にはなかったように、実態からは、思えます。

もう7時を過ぎた段階では、周りの状況が急変して、それこそ、そういうふうな冷静な分析判断ができないというような状況下にあったように思います。

まあ、非常にあの、惜しむような話ですけども、きっとあの日、もうお昼からですね、以前にもこう、お話をしたかと思うんですけども、当然、四国の南の土佐、高知市であるとか、あるいは、3時、4時ぐらいのニュースの時には、もう徳島の上勝で、被害が出ているということを、テレビなんかではやってあったわけですね。

だから、それを、多分、何人か集まれば、その中の人間が見ていて、いや、こういうふうな形で、雨雲来ているよとか、お昼に四国の高知やったから、3時ぐらいに徳島の上勝やったから、こっちへ、北へ上がって来ているよというふうな、1つこう、何言うんですか、そういう情報分析をする、判断材料も増え、もう少し違った形の対応ができていたんじゃないかなというふうに思います。

まあ、そうした面も含めて、十分に、これまでの反省をいかして、次の計画づくりの教訓としていただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、そういうご指摘については、十分これからね、対応に当たって、まあ、この計画づくりの中でもですね、反省なり、教訓に則って、適切な判断ができるような体制をつくっていきたいと思っておりますけども、ただ、去年のね、災害時において、7時の時点で、その何も、そういう、その体制ができていなかったという中で、本部をつくったと。私は、それは、少なくとも、今回、これからの対応においても必要な人員というのは、コアメンバーになるですね、職員は、おりましたし、その時のね、いくらコアメンバーになる職員がいてもですね、じゃあ、最終、結果的に、それが、正しい判断

ができたかどうかというのは、それはもう、結果論で分かりません。

というのは、あの、7時過ぎに、半に、消防長も来ております。当然まあ、消防長も言うような、コアメンバーです。でも、消防長からの、私は、消防署は、報告、今のところ、河川の増水はあるけれども、異常はありませんという報告も受けているわけですね。ですから、その後、急激に、確かに、河川のいろんなところから、まあ、異常事態というものが、報告をされて来ました。まあ、それは、言い訳をしても、何も仕方ないことなんですけども、あの、まあ、そういう、その、もっと早くね、集まってという、危機感を持ってということ。これは、指摘されれば、後からの指摘で言われれば、まあ、今後、そういうふうに、考えていかなければならないというふうには、思いますけども、当時、そういう、状態を、なかなか、これは予測できなかったと。そこまで、危機感、緊迫感を持って、その7時前までの間ですね、対応はできていなかった。それは、気象の状況から見ても、私は、仕方がないというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） あの、穏やかに一般質問をするというふうに宣言していたものですから、もう一度だけ申し上げますが、19時の段階では、災害対策本部、あるいは警戒本部の副本部長となるべき2名の方が、当然のことながら、いらっしゃらない。で、そのコアメンバーたところの消防長についても、署の方にお帰りであったと。

で、19時過ぎに、防災担当の住民課のある上部の職員がね、招集もないけれども、行った。もう、ほとんど自分が最初だったというふうな、まあ、お話も、私は、これまで聞いて来ました。

だから、実態的に、19時の災害対策本部っていうのは、その認識は違うだろうということとで、まあ以前から、この質問をさせていただいてます。

ただ、時間の関係がありませんので、その19時の状況の、何か認識だけは、若干、まだ違うのかなと思いますが、そのあたりは、もう、既に終わったことで、そういう教訓なり、これまで町長が繰り返されている、その判断が甘かったということとを、良心的に解釈して、今後の計画づくり、それを本当に実効性にあるものに、進めてくださいということとで、この質問の方は、終わりたいと思いますので、お願いします。

次、大きな2点目の方に移らせていただきます。

災害復旧事業の関係なんですけれども、ええっと、件数については、まあ、再度、確認をしたいんですが、先ほど、町長の答弁をいただいた中で、農災について、農地42件、施設88件、計130件、これは、町単独事業ということでの説明を受けた、回答を受けたんですが、これ、先般の8月末現在の件数と、若干と言うんか、農地に関しては、相当数違っているんですけれども、ええっと、この違いは何でしょうか。担当課長。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この答弁ですと、130件というのはですね、補助災にですね、なったであろうというもので、前回、お示ししたについては、小災害。補助災にならないものを含めてですね、745箇所だったんですかね。そういう資料も、8月末のんで、資料

を提出させていただきました。

それで、今回挙げさせていただいた、130 件というのはですね、今まで、災害で申請なりですね、出て来た中で、40 万以上ですね、これは、申請できればですね、補助災になったであろうと思われる箇所ですね、の件数を挙げさせていただきました。その違いであります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ええっと、じゃあ、先般の、災害の特別委員会でいただいた資料の中で言うと、3 番の農災関係のこの、中段ですね、町単独事業の 15 件、それから、施設が 66 件。この分が、42 件と 88 件というふうに理解してよろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町単独事業、災害の資料出させていただきました、農地 15 件、農業用施設 66 件、これについてはですね、町の方でまあ、契約をさせていただいた、説明しましたけども、町の方で、契約させていただいた件数を書かせていただいております。

その資料の中の、下の段の、単独補助事業 757 箇所いう中でもですね、この 130 件の内のものが入っておりますので、町が契約させていただいたものと、それから、地元施工でやっていただいております、それによって、95 パーセントの補助という形でさせていただいたものが、含めてまあ、130 件ということなので、ちょっと分かりにくいかと思いますが、そういう形で、整理をさせていただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） いや、私が誤っておりました。非常に分かりやすいです。

それで、もう 1 点、確認をさせていただきたいんですが、以前、委員会で説明をしていただいた時に質問をして、公共については、一応、この補助災の対象になる、いわゆる、その査定漏れのやつで、単独で行うと。ただまあ、起債なんかの関係で、実質的な町の負担が、まあ、持ち出しですね、45 パーセントぐらいになるということで、財政上の、だいたい割合を聞いたんですけども、この、先ほど説明のあった、まあ、いわゆる査定漏れの農地、農業用施設、130 件ですね、これについて、多分、公共と同じような形になるかと思うんですが、まあ、補助災による事業を行う。で、更には、交付税の算入なんかも含めて、財源的な、最終的な町の持ち出し、負担分、これは、率的に、ザクツとした話でいいんですけども、何パーセントぐらいになりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 起債の関係についてはですね、農災の方についてはですね、農地の方は、まあ、対象にならないという、あります。施設が、対象になりますので、施設の中で、一般単独債という形でですね、65 パーセントがですね、そういうの充当できるというふうに聞いております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） すいません。最終的に、町のって言うんですか、単費の持ち出しは、いくらになりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） すいません。その額までですね、ちょっと、まだ、計算はしておりません。

〔石堂君「率です」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 起債の充当率が、65 パーセントと。

〔町長「課長、こちらで」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 起債がまあ、補助災の場合は、95 パーセント、交付税算入がありますので、ただ、単独災になると、前にもご説明させていただいてますけども、47.5 パーセントということで、そういう交付税算入の率とか、そういうものを考えて、町の一般財源、生身の一般財源の率から言いますと、まあ、国庫補助を受ける場合と、そうでない場合、町の持ち出し分については、約 7 割から 8 割という形の財源負担にはなります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） じゃあ、確認しますが、ええっと、公共については、一応、最終的な町の持ち出しは、4 割から 5 割というふうに、先の委員会で説明受けたんですが、これについては、そのとおりですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まあ、公共の場合の起債の充当も、交付税算入もまあ、この災害については、同じ率ですので、ほぼまあ、ですけども、その説明の中で、4割、5割よりは、若干まあ、高くはなるとは思います。

ただ、交付税の算入、その、国の算定が、47.5 ですけども、実質佐用町の場合は、50 パーセントを超える算入率もありますので、そういう兼ね合いの中で、今回は、そういう答えをさせていただいていると思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） はい、ありがとうございます。

ええっとじゃあ、そこで、確認なりお伺いをしていくわけですけども、実際その、査定漏れという言葉ですね、で、あの、私もその、役場の経験が何年かあるもので、多分、ここにいらっしゃる方も、あまりこう、耳にしたことがない言葉だと思うんです。

で、今回まあ、多分、鍋島さんが、一番最初に言われたしたんかなと思うんですけども、何で、このようなことが、起こるのかなという原因も、1つは考えなければいけないと思うんですが、私、この、先ほど説明、報告のあった、農災、いわゆる農業用施設、農地、それから、河川、道路等を含む公共ですね、これの、その査定漏れの実態ですね、これについての認識を、まずこう、町長の方に、お伺いをしたいんです。

査定漏れの事業が、これほど多くあると。で、あの、先ほど、最終的な、いろんな補助災なりを受けて、あるいは、その交付税算入なんかも含めて、町の持ち出しが、ザクッとどれぐらいになりますかということで、例えば、公共であれば5割強、農災であれば、7割から8割、で、まあ、今、示されている数字を元に言えば、例えば、公共なんかの場合は、これ1億強ですね、を、負担をしなければいけない。それから、農災の場合であれば、ちょっと今日報告した数字、1億7,000万の7、8割ですから、まあまあ、7、8,000万相当ですね。で、順当に、その災害直後、所定の期日までに、国に、あるいは県に対して、こういう形で被災をしましたので、補助事業を受けさせてくださいということで、申請をしておれば、例えば、公共などであれば、もうほとんど補助ですね。それから、農災についても、最終的には、施設が99パーセント、農地が96.5パーセント、で、町が出さなくてもいい、負担しなくてもいい事業費というのが、これだけ多額になってしまっている。それから、件数もそうですよね。

農災で言えば、今日あの、件数のまあ、報告を受けた中で言えば、全体の農業関係の災害、国庫も含めてですけども、町単の40万以下のやつは別にしてね、いわゆる40万以上のやつで、補助にかかるべき物の中の件数から言えば、これ、4割ぐらいになるん。3割ぐらいになるんかな。件数ベースで言えば。

公共についても、281件の内の85件が漏れているわけですから、3割強ですね、これだけの、3割、4割の、その、申請したら、もうほとんどが、補助でやってもらえるやつを、申請を漏らしていた。で、それに伴う町の財源、財政負担が、先ほど申し上げた金額。これだけのことが、こう、漏らしている、漏れてしまったということね。あの、漏れてしまったことは、仕方がないんですよ。だから、そういうふうになった経過も含めて、これは、ちょっと業務のやり方についての問題ありというふうに、僕は、認識せざるを得ない

んかなと思うんですけども、それについて、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この点は、担当課からもですね、実情は、説明をしたと思います。これまでも。

まあ、まず、1つは、当然、災害がですね、広範囲で、非常に大きかったということ。その中で、その調査をしていく専門職員、その人数が少ないと。その規模、町のやっぱし、通常の町のそういう事業課の職員、技術者、それはもう限られた中でやってますから少ないということ。まあ、その中で、もう1つは国の制度。この災害については、期限内に、まず非常に短い期間でですね、報告をしなきゃいけない。その報告を一旦したものが、やはりもう、建て前になって、それからの件数等については、変更がされないと。そういう制度があるわけですね。

で、当時、その担当職員、担当課において、町内ずっとまあ、地区割りをして、調査に回ったと。それをしてくと、そこでまあ、確かに、この部分が災害になるかどうかという判断ですね。その現場で、そのへんの判断が、できなかった部分もありますし、まあ、それから、奥の方では、ここはもう大丈夫だろうと思ったところができないと。それは、期限内にやらなきゃいけないんで、まあ、そういう調査の仕方しております。

そして、持ってかえてですね、何回も行って調査をできればいいんですけども、それを、今度は、書類として、また上げていかなきゃ作業が、もの凄くあるわけですね。だから、なかなか、再確認という作業は、その期間の中ではできないという、そういう実態がありました。

だから、そのためにですね、これは、私は、当時の、今回のような災害、今までの災害とは、やはり、職員の、いくら災害を想定して職員の配置をするわけにはいきませんから、最初から。その中でやってきた中では、止むを得なかったと思っておりますし、そのために、こういう状態と国の制度の中で、改めて、こう、再申請ができないというような実態、これは、もう少し期間を長く取ってもらうとかですね、そういうこともお願いをしていかないかんということで、県にも、その実態もお話をしました。

まあ、しかし、それは、今の制度上、止むを得ないということで、財源としてですね、非常にまあ、災害において、町が単独で財源負担をしなきゃいけない、そういう実態があるという、そのために、それを援助して欲しいということで、特別交付税等について、いろいろと県にお願いをして、まあ、昨年、通常の特別交付税に、私の試算では、2億以上のプラスをして交付税を交付いただいたと。それは、やっぱし災害対応に、そういう補助とかが漏れた部分、そういう部分なんかについての、国や県からの、私は、配慮だというふうに、私は、解釈をさせていただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） あの、後の対応でね、例えばその、交付税の中で上乗せ、そういう部分も含めてしてもらったというのは、そのことは、それでいいんです。

私、申し上げたいのは、災害の、今の防災体制に問題があったかどうかというのを検証

する、であれば、提言を受けて改めていく。まあ、その趣旨で申し上げているんです。

公共にしても、農災にしても、担当がそれぞれ違いますけども、どちらの課が、どうこうじゃないと思うんですよね。同率で、同じぐらい。もう本当は、国庫の補助になるべきものが、3割も4割も漏れていたというんか、漏らしていた。でこれ、仕事のやり方と言うんか、その時の体制だと思うんですよ。私は、そのことを申し上げているんです。

実際に、3割も4割も漏らすようなことしかできなかった。できざるを得なかったというふうに言葉が正しいのかなと思うんですけれども、だから、次、同じようなことが起きた時には、例えば、農林振興の増強を、増強と言うんかその、職員体制の増強をどうするんやとか、建設課の職員の増強をどうするんやとか、まあ、そういうふうなことを考えなければ、そのためには、これだけ査定漏れの事業があったことは、問題としなければいけないですよということ、お伺いをしているんです。

ちょっと、建設的な意味で、私は、申し上げている言うんか、質問しているつもりなんですけども、そういう観点から、問題意識というのは、当然持たれてますよねという問いなんで、再度答弁していただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、このことも、災害の1つの大きな教訓、経験でありました。

まあ、実態として、先ほど言ったような、状況だったということです。じゃあ、それを、ほんじゃあ、今後ですね、どういうふうに、備えていくか、体制を備えていくかということになるわけですが、今、どっちにしても一番大きな問題は、技術職員、事業課の担当職員の配置ですか、職員の人数の問題が大きいと思います。

それから、その職員の、また、研修、能力の問題です。まあ、これは、職員が、今回の災害で、相当勉強をしました。仕事をしながらですね、経験を積みながら、勉強をしています。そういう意味では、次の災害が、もし、起きたとしてもですね、その経験は、また、活かされるというふうには、当然、思っております。

ただ、この職員の人数についてはですね、これは、なかなか、災害のためにですね、これから職員を、更に、備えて増やしていくということは、今、全体の職員の定数も削減をしていかなきゃいけないというような状況の中でね、非常にまあ、難しい点があるかと思っています。

まあ、そういう中で、今後、考えられるのは、いろんな災害体制、対応の中で、近隣の市町にも応援を頼みましたけれども、今回の、この申請、災害の補助申請においても、相当まあ、たくさんの技術者の方にも応援を頼みましたけどもね、それは、申請においての段階で、その査定、調査についての段階は、町職員で、まずやっております。ですから、まあ、そのへんを、今後ですね、災害直後からですね、近隣との援助協定、救援協定の中で、こういう問題、職員もですね、派遣していただいて、調査に当たって、一緒に当たっていただくようなね、体制をつくるとかというような工夫をしなければならぬのかなというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） はい、まあ、あの、本当にね、町の単、単費言うんか、町の財源の持ち出しが多額になったと言うのと同時に、当初の町長答弁の中で、そういう査定漏れの事業については、通常、町単の場合は、85 パーセントを 95 パーセントにというような説明もされましたけれども、やっぱりあの、例えば、農地の災害で、農地、農業用施設両方ですけども、いわゆる査定にかかっておったら、ほとんど負担せんでも良かったのに、それを査定にかけてくれてなかったから、負担せなあかんという農家の思いっていうのは、これは、結構あります。

で、私以前に説明って言うんか、お話したかどうか分かんんですけども、私個人も、全くそうなんです。ここに、手元に、私、あの、負担金の決定通知書ということで、石堂 基さん、2 万 8,800 円払いなさいと。で、これ払うたんですね。もう既に、7 月に。でも、ちゃんと災害にかけてくれとったったら、これ 5,600 円で済んだ話ですわ。

こういうふうな、農家のね、知られざる思いと言うんか、そのへんも含めて、まあ十分に、あの、漏らしたことが、どうだった、こうだったという終わった話じゃないんですよ。今後、こういうふうなことで、町も、不要な財源の持ち出しをしなくてもいいように、ちゃんと、事業遂行をしましょうねと。当然のことながら、住民にも、そういうような損失与えないように、業務してくださいねというお願いですので、そのへんは、誤解がないようにしていただきたいと思います。

でね、最後になるんですけども、結局、いろんな復旧箇所についての事業要望、まだこう、度々、いろんな機会にこう、出て来ているように、先ほども答弁の中にありました。そうしたものの対する、その個別に要望が出てきたら、まあ、対応しているというふうに答弁あったんですけども、少し、その、全町的に、まあ被災地っていうのは、ある程度限定されてくるわけですから、集中的に被災している所は。やっぱり、そのあたりの、その被災の状況、あるいは、その復旧状況ですね、を、農災、それから公共、それからまあ、急傾斜地等林地なんかも含めてね、もう少しその、町の方が把握をされる時期が、そろそろ来てもいいんじゃないかなと。要望箇所が出てきたら対応しますよという姿勢でいくと、やはりその、声が出せない所とか、要望を漏らしている所とか、そういう所が抜け落ちていく可能性っていうのが、これまでの実態からすると、私は、危惧するんです。

で、以前にもお話をしましたけども、当然、災害の発生後、役場の建設課なり農林振興課から、こういう報告書出してくださいということで、私、8 月の 10 日、11 日、12 日、回りましたというお話をしましたよね。こういう報告書、当然、これに漏れているやつもあるんですよ。まだ地元が漏らしているやつも出てきました。それらも含めて、丁度 1 年経過して、いろんな復旧の目途も立っている。だから、この報告書なりから、漏れている所はないですか。あるいは、その、こことここは終わりましたねとか、このことは、できませんよというふうなやり取りが、そろそろ、自治会とあってもいいんじゃないかなと。まあ、必要な所が出てきたら、言って来てくださいというふうな対応ですと、やっぱり自治会ごとの違いなんかも出てくるんでね、そのあたり、何かこう、取り組みっていうのは、考えられないですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、あの、1 年少し経ってですね、ようやく、復旧の方もかなり進んでおります。そういう中で、これまで、まだ、被害が確認できなかったとこ、新たに

こういうふうにして欲しいとか、他がよくなれば、この部分も問題があるというような所も出ております。

まあ、その、自治会によって、かなり細かく要望をいただく所もありますし、また、今、言われるように、まだあっても、そういう要望が出されてない所もあると思います。

まあ、そういう中で、要望が合った所だけをするということではなくてですね、当然あの、その対応の仕方、細かく言えば、その、どこまでやれるかということで、町としても、こういう部分はできますけども、ここまではできませんということで、対応していかないとですね、非常にまあ、不公平にもなろうかと思えます。

特に、山、谷からですね、土砂が流出しているような所、小さな谷、谷から、いっぱい、そういう所があります。その下に、また、河川でもないし、治山で山でもない。もう溝みたいなのが、いわゆる、そういう水路があるわけですね。そういう部分を、じゃあ、どう、これは、補助対象にも、何も、元々ならない。農地でも、農災でも見れない。個人でもないというような所もあるんですね。だから、そのあたりは、私は、実態として、まあ、できるだけ、私、今、その要望があった所なんかを見に行ってくださいね、これをどういうふうに、全体として、この事業のやり方と、また、その、その、どこまでの方法でやっていくか、これも、町単費だけでは、なかなか大変大きいんで、県に対してもですね、そういう面での財政の、何か、補助メニューを新しく考えて欲しいというような要望もしているんですけども、まあ、事業課も、ある程度、発注が、だいたいの目途が立って終わればですね、これから、更に、もう一度、全体のね、やっぱし点検を兼ねて、そういう隅々までの対策ということをね、きちっとやっていくための、まあ、行動は、起こしていかなきゃいけないというふうに思っております。

1 番（石堂 基君） 時間が来てますので、終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、石堂 基君の発言は、終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、休憩をします。再開を、13 時、1 時としますので、よろしくをお願いします。

午前 11 時 33 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き一般質問を続行いたします。

続いて、10 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。山本幹雄君。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 10 番議席の山本です。通告に従い次の 3 点について質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、3 月に結審されている仁方ほ場整備についてであります。佐用町は、仁方ほ場整備において、ある方より訴訟され、1 審、2 審は、敗訴。最高裁においては上告を棄却されている。このことにより仁方ほ場整備については、3 月に結審されました。

法に則り肅々と裁判結果を遂行するものと考えてるが、町は、どのように、今後対応しようかというのを伺います。

1、主文3において、当初に、一時利用地の指定地に戻す。4、主文4、訴訟費用は、1審から全部佐用町の負担するとなっております。一時利用地に戻すため、どのように対応しようというのか。また、訴訟費用に、一時利用地に戻すため、今後、どの程度の経費がかかるものかを伺います。

2番としまして、平成22年6月7日付けをもって、Hさんより抗議文が佐用町、庵造典章殿で出されておると聞きます。7月7日に産業建設委員会が開催されたが、Hさんよりの抗議文について、何ら報告もされなかった。なぜ、委員会に報告もしないのか。そして、3月に結審しながら、半年が過ぎようとしているのにもかかわらず、組合役員会を一度開いただけと聞きます。なぜ、説明も報告もしないのか。

3番、抗議文によれば、佐用町は、神戸地方裁判所での訴訟を不服として、大阪高等裁判所に上告し、事もあるうに、その上告後に兵庫県に対し、仁方地区換地計画認可申請書を提出しているとなっている。このことは事実か。

4番としまして、平成15年3月23日に換地計画認可申請を、第2回。平成17年9月28日、換地計画書認可申請書、第2回、取り下げですね。平成18年9月14日、換地計画書認定申請（第3回）適否決定となって、佐用町は、2度換地計画申請書を兵庫県に提出し、県は、兵庫県は、数名の不同意者を根拠に佐用町に取り下げ指導を行ってきたと伺っております。3度目の申請受付となっている。朝日新聞によれば、経緯を知る県農地整備課の換地専門委員は、町からの申請があれば、よほどの不備がない限り、換地認可せざるを得なかったと書かれております。本来なれば、よほどの不備がない限り認可されるべきものが、2度も取り下げ指導を受けたということを考えれば、申請そのものが間違いであるということが分かなければならないし、また、分かっているはず。神戸地裁で出された判決と反する申請をするということ自体、法治国家として無茶苦茶である。法を遵守しようという精神はないのか。あきれる。仁方地区の換地計画認可申請書、何度目で許可が下りたのか。

5番、以前、上告すると聞いた時、町長に和解できないのか。和解はできないのかと進言した。町長は、相手側が和解を受けないと言われた。しかし、調査をすると、平成15年6月1日、実は和解を拒否していたのは町側であることがはっきりしている。裁判官が個別に和解の話をHさん側にした時、Hさんは、和解に合意したが、裁判官いわく、町は和解に応じなかったので和解は成立しないと言われたということであります。これは、事実か。

私は、裁判結果を重視し、できれば問題を大きくするべきではないと考えております。しかし、町長は、ルールに則り、負けるわけがないと言われ、優秀な名古屋の弁護士をお願いしと言われた。それでも一度も勝てることなく、完全敗訴であります。無駄な経費を、町長の満足を得るためにだけに使っただけであった。町長は、佐用町に対し多大な損害を与えたことになる。この損害に対し、どの様に考えているのか。ただし、1審においては、訴訟されたものであるから仕方がないが、2審以降は違う。2審以降はあくまでも町長の満足だけで上告しているように感じられる。

6番、町長は、以前、高裁の判決だけであれば、相手が納得してくれない。相手に納得していただくためにも最高裁まで上告するしかないと言われたことがあります。最高裁での判決が出されている以上、早急に判決に従い、これ以上、無用の経費をかけないように努めなければならない。長引けば長引くほど、無駄な経費が、とんでもなく嵩んでしまうことになります。これ以上長引けば、別の訴訟もされかねないことになる。早急な解決を行わなければならないと考えるが、町長は、どのように考えられるか。

朝日新聞に、地域事業であり、町は事務手伝いみたいなものと反論しておりました。確かに、議会においても、そのように発言されたと思う。しかし、この事業は、県へ町が申請し認可をもらって進めるものであり、地域事業ではありますが、町が申請し認可をもらい、地元の出資は、30 パーセントであることを考えれば、地元事業で済ませるわけにはいかない。これは、地元事業ですか。町の事業ですか。伺います。

庵治町長は、佐用町 7 月議会で、ああ、6 月か、裁判に負けたが違法でない。相手に迷惑かけただけと答弁。町長は、違法とは思っていないのかを伺います。

続いて、土地の財産管理がうまくできているかどうかを伺います。

噂に聞きますと、住民台帳がない。5 年以上整備されていないと伺いました。どこの町村においてもない所はないと聞きます。

また、課税において免税点以下の場合は、本人へ明細が行かない。そのために明確な確認ができない。免税点以下の場合異動が記載されていないと。副本は、町へ置いておかねばならないはず。家屋台帳、土地台帳は町に副本がある。原本は、法務局にあるはず。法務局から毎月土地の異動届が出ているはず。それを基本に作るはずであるが、台帳を法務局から異動通知がくるはずであるが、それを基に課税台帳を作ることと思うが、そういったものを町民の皆様が調べに来られた時、町が、速やかに提示できるのか。

そして、最後 3 つ目に、去年の台風 9 号について、検証並びに佐用町地域防災計画について伺います。

先進民主国家は責任を取るものである。石黒議員も昨日言われておりました。政治は結果責任を取るものである。18 名が亡くなり、今でも、2 名の方が行方不明のままであるのにもかかわらず、何の責任も取らない。こんなことは、考えられない。自動車の事故で、どんなに正しい運転をしていても、人が死ねば業務上過失致死として罰せられる。当たり前であります。罰せられることなく、次に頑張れば良い。そんなことを言う国は、独裁国家だけであり、大よそ先進国ではない。佐用町は、どういう町なんだろう。

台風 9 号災害より 1 年も経過し、本来検証より今後について伺うべきであるが、18 名の方が亡くなり、未だ 2 名の方が行方不明のままであるのにもかかわらず、検証委員会において、全くそのことについて触れようとしていない委員会報告であれば、議会として住民の代わりに、その検証をしなければならない。本来、なぜ、18 名の方が、なぜ亡くなったのか。なぜ、未だ 2 名の方が、行方不明のままなのか。そういったことの検証をしないで、先進国と言えるのか。再び災害が起こったとしても、今回のように、多くの方が亡くなることがないように、再び不幸な結果を招かないよう、議会として検証しなければならない。

そこで伺うが、検証委員会で、まず災害検証委員会が立ち上げられ、当初、委員長は、亡くなられた人達に思いをはせ行われる検証でなければいけないと言った。ところが、6 月 29 日の災害検証委員会で、遺族の村上さんが、この検証委員会は、遺族のことに少しも触れていない。おかしいのではないかと問われた時、何と委員長は、遺族の方の気持ちは理解できるが、それに応えるだけの調査結果を出すには、当調査委員会は能力不足であると答弁された。委員長の不自然な心変わりとは、どこにあるのかと思う。

また、私は、この調査委員会は、当初委員長が言われた、亡くなられた人達に思いをはせた検証でなければならないと思うが、町長は、そうは思わないか。町長の考えを伺う。

去年の災害は、山崩れや河川の氾濫が問題ではなく、当然それもあるが、一番大きな問題は 18 名の方が亡くなられた。未だに、行方不明の方が 2 名もおられる。そのことが去年の災害で、一番大きな問題であるはず。委員長が能力不足と言うなら、能力のある方に検証をお願いしなければ、委員長自ら検証委員会で、この検証は能力不足で不十分と言ってしまったわけであるから、20 名もの犠牲を出しながら、能力不足と片付けられたら、何のための検証委員会であったのかということになってしまう。能力のある方に、再度検証

をしていただく必要があると思うが、町長も、能力のある方に検証していただきたいと考えていると思うが、当然、再度検証してもらおうと考えているのか伺います。

検証委員会で、佐用町地域防災計画では、県からの情報は消防署へ入るようになっている。災害対策本部に入るようになっていないと言われていたが、どこに、そのようなことが書かれているのかを伺います。

そして、P 6 の図で、消防本部から住民課へ行くようにはなっているが、災害対策本部の方へ行くようには、なっていない。待て、これ違うな。ええ、そうそう。災害対策本部へ行くようにはなっていないと。私は、災害対策本部へ、県なり神戸海洋気象台なりが、なぜ情報を伝達しなかったのか。地域防災計画の P 158 の図によると、神戸気象台からの情報は、直接佐用町災害対策本部に入るようになっていると。神戸気象台からの、どのような情報を収集していたのか。地域防災計画 P 148 では、災害対策本部が県災害対策本部と連絡を調整を図るとあるが、どのような調整を図っていたのかを伺います。

そして、前回、前々回の質問で、災害対策本部の設置の通知を、兵庫県西播磨県民局及び兵庫県防災企画局企画課へ行うようになっているが、通知を行っていなかったことが判明している。勿論、それ以外にでもあるが、今回、一番の問題は、災害対策本部を設置しながら、それを通知しなかったことにより、災害対策本部に情報が入らなかった。また、佐用町として情報の収集を図っていなかったことにより、事が災害を大きくした一番の問題である。そのことを検証せず、消防署に入るはずだったとは、あまりにも責任転換が激しい。これでは、遺族の方が訴訟し、すべき人が、すべき時に、すべきことを行わなかったと憤るのは、道理である。仁方の訴訟といい、今回の訴訟といい、対応の根拠が同じなのである。自分の保身に走り、力づくで決着を図ろうとしているように見える。

そして、台風第 9 号災害検証について伺います。

本部組織検証項目 1 で、8 月 9 日午後 3 時から、町長、消防長、住民課長、同副課長が参集したとあるが、おかしいのではないかと。これは、事実か。

2、本部組織、検証項目 1 の主たる要因で、災害対策に係わる具体的な協議体制が地域防災計画等において明確に定められていないと報告されている。地域防災計画に明確に定められていなかったから、職員の招集が 7 時 50 分まで遅れたのか。

災害対策本部を 3 階に設置せず 1 階にしたのか。

災害対策本部設置を住民、庁内及び出先の職員や西播磨県民局に、兵庫県防災企画局、そして佐用警察、町社協協議会と隣接市等に通知しなかったのか。

4 番、本部長は、地方自治法第 153 条に基づき地域防災対策本部に委任することができるとあるが、委任しなかったのか。

地域対策本部の設置をしなかったのか。もし、設置したのであれば、いつ設置をしたのか。

地域防災計画に、誰が何をするか明記されていなくても、何をするかは明記されている。であるなら、職員が何をしたかではなく、町長が何を指示しなかったということであり、それがリーダーシップであると思うが、町長は、どう考えるか。

検証項目 2 で、災害対策本部の設置を午後 7 時と記されているが、前回、前々回の一般質問で、災害対策本部の設置を、住民はもとより、西播磨県民局、兵庫県防災企画局企画課に通知されていないことが判明した。西播磨県民局や県の防災企画局企画課は、佐用町が災害対策本部の設置をいつ知ったのか。

4、検証項目 2 の主たる要因で、初動時に、災害対応の中心的活動を行う本庁が、浸水したとあるが、浸水したのは 9 時半頃で、初動時と言うなら、災害対策本部が設置された 7 時頃を指し、7 時頃から何をするかである。初動時は、何時のことか。

5、検証項目 2、主たる要因で、災害対策本部では、被害状況の確認を行う他、翌朝、

食事の手配や給水の準備など被害者支援に取り組んだとあるが、どこの地域へ朝食の手配を行ったのかを伺う。

6 番、本部、各本部、班機、能と人事配置。検証項目 1、自主参集した職員もいたが、参集意識はあったが・・・私もそう思いますけども、しかし、主な要因で、具体的な業務の詳細な手順を定めたマニュアルがなかったとあるが、7 時の段階で職員は、本庁 9 名、第 2 庁舎 4 名、計 13 名では、詳細な手順等を定めたマニュアルがあっても、何もできなかったと思うが、どうか。

7、職員配備体制、検証項目 1、午後 5 時頃、参集人員は 26 名となっているが、何が 26 名なのか。主たる要因で、18 年 7 月 19 日の災害で 263 名の職員が参集したが・・・招集に対する批判もあった。時間外勤務手当も多額にのぼった。この被害以降、職員の招集を躊躇するようになったとあるが、誰が批判したのか。職員が批判し、招集が遅れたのか。町長及び副町長が批判し、招集をしなかったのか。町長が批判し、招集を躊躇したというのでは、行政の対応に問題があったということになる。誰が批判したのか。

8、検証項目 4、非常参集記録表の作成が行われず、職員の参集状況をまとめることができなかったというが、主たる要因で、用意できなかった部署もあるとある。用意できた部署はどこか。また、記録表もなく、誰が参集したのか分かるのか。

第 3 章、防災関係機関相互の情報共有で、検証項目 1、神戸海洋気象台との情報共有で、町は、兵庫県防災ネットの配信で、どういう情報を受信した。フェニックスでの通知は、いつ、同時刻での確認作業はされていない。

神戸海洋気象台では、市町との間での情報交換を行うため、市町専用の回線を確保しており、被害時には、専用回線を通じ、町から同気象台に連絡できる体制を整えている。災害当日は、同気象台から土砂災害警戒情報を発表の電話連絡はあったが、同気象台に連絡はとっていないとある。なぜ、取らなかったのか。何のための専用回線なのか。説明を求める。

佐用高年大学佐用教室、平成 22 年 1 月 21 日木曜日、平成 21 年 8 月 9 日から 10 日にかけての大雨の災害、犠牲者が多くなった理由は、1、予想もできない豪雨となった。2、雨の豪雨であった。云々とあります。

で、7 番として、6 番か、避難勧告が遅かった。

しかし、1 月段階で、検証もできなかった段階で、犠牲者が多くなった理由は、予想もできない豪雨となった。おかしいのではないか。高年者は、犠牲者が多くなったのは、予想もしなかった豪雨で仕方がない。町行政の対応の問題ではありませんと言っているようにしか思えない。災害に対し、高年大学が、情報を操作をしているようにしか見えない。今回悪いのは、雨が沢山降ったことであって、われわれの対応が悪かったのではない。と言っているようにしか見えない。

佐用町水防計画、災害対策組織構成で、本部員会議・・・で、災害対策本部、すなわち消防本部がある。佐用町地域防災計画によると災害対策本部室事務分掌 4 で、県災害本部、県警本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関することとある。また、消防本部の事務分掌が 1 から 10 まで記載されているが、そのどこにも、県災害対策本部、または、県警本部との連絡とは、どこにも記載されていない。どこに記載されているのか。

検証委員会報告の中で、できなかった理由として、主たる要因に、地域防災計画等には、明記されているが、誰が、何をするのかが、マニュアルに記載されていなかった等の文言が頻繁に掲載されている。私であれば、怒ります。町長は、怒らないのか。各自治会長や消防団は、何の情報がなくとも、マニュアルがなくとも、テキパキと指導し、対策を行った。にも係わらず、正職、臨時職合わせて、約 600 名弱の部下がおりながら、町長は、マ

ニュアル化されていないと何の指示もできないのか。それでは、全く役立たずと言われて
いるのと、同じであると思うが、これは、役立たずと言うて、いるわけではないですよ。
そういうふうに、書かれているのと同じじゃないかと私は、思うんですけども、町長は、
どういうふうに思うんか、ちょっと、答弁をお願いしたいなと思います。

まあ、以上のことで、この場からの質問を終わりたいと思いますので、答弁のほどをよ
ろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） 山本議員、一言言っておきますが、今の登壇での質問については、
私がいただいた、通告書には、その質問を想像できるだけのものは、なかったというふう
に思いますので、もし、町長の答弁が、これに、山本議員が、今、質問されたことに即し
ていない部分については、また、再質問をお願いします。

10 番（山本幹雄君） うんうん、ああ、いいですよ。はいはい。

〔山本君「ちょっと、ちょっとゆっくりお願いしますね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えさせていただきますが、
今、議長からもお話ありましたけども、一般質問は、通告に基づいて、私の方で、答弁を
考えて、準備をさせていただいております。今、詳細にわたって、かなりいろんな、質問
がいただきましたけれども、そういう内容には、通告には、ありませんでしたので、関連
として、当然、後からのご質問という形で、答弁させていただきたいと思いますので、と
りあえず、通告に基づいての、私なりの答弁を、まず、させていただきます。

まず、1 件目の仁方のほ場整備の裁判結果についてのご質問でございますが、本年の 3
月に確定をいたしました仁方のほ場整備事業に係る裁判結果と、今後の対応については、
5 月の全員協議会で報告をさせていただきましたが、町といたしましても、大阪高裁の判
決の主旨を尊重し、原告に対して行った換地処分を再度見直す必要があり、是正に向け取
り組んでいくことにより、事業主体としての責任を果たしていかなければならないと考
えております。

結審以後は、弁護士、兵庫県、土地改良連合会の専門家とも協議を重ね、7 月には仁方
地区の当時の役員の方にも説明をし、地域の問題として解決に向けた理解とご協力をいた
だけるよう、お願いもしているところでございます。

また、訴外関係人についても、裁判結果を報告し、原告に対して行った換地処分を是正
することについては、関係人の解決に向けた理解が重要であることと、話し合いの場に参加
していただくことへの説得を、訴外関係人や親戚の方に続けていくことといたしております。

次、2 件目の土地財産の管理、特に土地台帳等の管理についてのご質問にお答えをさし
ていただきます。

昭和 35 年に土地台帳法及び家屋台帳法が廃止され、課税の基礎となる固定資産課税台
帳は、地方税法で独自に整備することとなっております。

本町におきましては、平成 17 年の合併時に旧 4 町から土地台帳を引継ぎ、整備・保管
をしてきましたが、既に土地台帳法及び家屋台帳法が廃止され、固定資産税の課税基礎と

なる台帳ではなくなっていることや、不動産登記情報の提供については、インターネットで最新の情報を提供できる環境が整ったことに鑑み、平成 20 年 12 月末をもって土地台帳への加筆を停止いたしております。

現在の保存状態でございますが、旧佐用町、上月町分につきましては、昨年の水害によって一部状態が悪くなっておりますが、引き続き、閲覧希望者に提供をしております。

また、固定資産税の課税基礎となる課税台帳の整備につきましては、地方税法第 382 条による登記所からの通知によりまして、毎月データの異動を行い、同条 3 項の規定において電磁的記録による整備・保管を行っております。

当町における総評価筆数は、14 万 1,801 筆、非課税地筆数 7 万 9,830 筆、合計で 22 万 1,631 筆となっております。

次に、3 点目の、台風第 9 号災害並びに検証と佐用町地域防災計画についてのご質問ということでお答えをさせていただきます。

7 月 16 日に、佐用町台風第 9 号災害検証委員会から、災害対策本部体制の改善や町からの避難勧告等の発信の改善など 90 項目に及ぶ町の防災力強化への提言が報告をされ、議員各位にも報告書の写しを配布をさせていただいたところでございます。

町は、再び、同じような大きな被害を生じさせないために、その提言を着実に実行し、町の防災力を高めていく責務があると考えております。

90 項目に及ぶ提言の中には、取り組みに一定の期間を必要とするものもありますが、直ちに改善に取り組むことができるものについては早急に着手し、長・中期の期間が必要なものにつきましては、実行して行くための計画づくりが必要でございます。

現在、各課に提言推進プロジェクト委員を置き、その委員を中心に、全職員が一丸となり、全ての提言項目を、着実に実現するための協議・検討を進めております。

また、町といたしましては、被災直後から災害被害者のご遺族の方に対し、説明の場も持って参りました。昨年の 11 月には、幕山町営住宅関係のご遺族の方に説明会を行い、当日の気象予報・警報等の発令状況、町の対応、自治会等の対応などについて、説明をさせていただきます。

その後は、台風第 9 号災害検証委員会から報告いただいた内容について、ご遺族の方々に個別に訪問させていただき、真摯に対応して、再びこのような辛い思いをされる方が出ないように、町の防災体制・対応の強化を図っていくことをお伝えしたところであります。

一部のご遺族は、今までの説明・対応について、ご理解いただけなかったため、提訴することを判断された訳でございますが、これも致し方なく思います。町といたしましては、顧問弁護士等とも協議し、訴訟に対して、真摯に対応をして参りたいと考えております。

非常に、この場での答弁、非常に簡単ですけれども、これで、終わらせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、山本君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、まずその、土地台帳に関してなんですけど、これは、町民の人がこう、見やすい状態で、きちっとしたような状態にね、していただきたいということと。

佐用と、上月では、昨年の水害で、少しまあ、状態が良くなっているという部分もあるようですけれども、そこらへん、きちっと早い対応をお願いしたいということと。

それから、仁方のほ場整備については、僕は、どちらの人のことをひいきするわけでも、味方するわけでもないですけども、まあ、今まではっきり言いまして、その、検証結果が

出るまでは、全くこの件については、触れずに、一步引いた状態で、第三者的な立場で見
ておったというのもあります。

ただ、やっぱり結論が、最高裁まで行って、出てしまった以上、それにつけて肅々と進
む。町長は、前、説明の中で、高裁で、もうええやないかと、僕が言った時に、いや、や
っぱり最後まで行かないと、納得しない人があるんだとかというような何か、そういう形で、
相手方が人が、了承してくれないようなことを言われておったと思うし、そこまでいっ
たのであるなら、後は、きちっと肅々として、どちらが、どうというわけでは、私には、
ないですけども、してもらって、やっぱり町としては、こういう問題は、速やかに早い段
階で、片付けていくっていうのが、一番だと思うし、答弁としても、そういう答弁だった
と思うので、早い段階で、両者が納得するような形で、裁判結果も出ておるんで、きちっ
としていただけるものと思いますけども、そういうふうに取り扱っていいんですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう、結果が出た以上はですね、当然まあ、最高裁という国の
最高の判断という形になりましたから、その趣旨に基づいて、解決をしていくように、努
力をしていくということでございます。

ただ、この内容的には、もう換地処分を取り消すということだけなんで、後の、対応に
ついては、全て、大きな、これをするためにですね、いろんな課題が出てくるわけです。
だから、そのことは、そのほ場整備組合、地域の方々が、一緒に努力、解決に協力をして
いただかないとできませんので、そういう今、お願いをして、町として、取り組んで、努
力をして参りたいと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） その点については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、実は、僕は、ザクツとした一般質問を通告しておりまして、それで、それから、
どんだけ掘り下げていこうかないうのを一生懸命に、2 日ほど前に、こう文章を作り上げ
ていった中で、ちょっと、確かにいかなんというのがあったし、昨日も、ちょっと、そう
いうのがあるって、副長あたりに、僕の今日の質問内容の概ねの部分を、昨日、渡しして
おったなと思うんですけども、まあ、昨日の段階だったので、即答はできないかなという
のもあったと思うんですけども、その中で、山田参事にも、ちょっと、お渡ししてお
ったんですけども、西播磨の県民局や防災企画の方が、災害、佐用町の災害対策本部の設置
を知ったのは、いつですかね。

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） まず、県の連絡を入れる先なんですけれども、平成何年かだっ
たかな、県の機構改革によりまして、防災企画課ではなしに、県の災害対策課になって
おります。

で、災害対策課の方に、町から連絡がありましたのは、午後 9 時 15 分、21 時 15 分と

というのが、県の検証の方でも明らかになっております。
以上です。

〔山本君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） そういうあれで、9 時 15 分ということで、僕の質問が、ちょっと違っていたようなんですけども、それは、まあ、了承してもらいたと思います。資料においては、そういうふうになってましたんで、ということは、私、あの、去年の 9 月、12 月からだったかな。地域防災計画において、災害対策本部を設置したら、住民に知らせるとか、そういったことを、伺ってきました。その中で、ただの一度も通知したという話を聞いていなかったわけですよ。ほんで、前言ったんですけども、災害対策本部を設置したと言いながらも、それを誰も知らなかったら、実態として、知ったことにならないわけなんですね。で、前回、12 月と前回でも、どうなんだと聞いた時にも、実は、通知を行っていないというのが、はっきりしてます。じゃあ、いつの段階で通知したのかと、まあ、町民には、してませんわね。うん。

で、県の段階で、7 時に災害対策本部設置しながら、9 時 15 分まで県に、この通知をしなかったという理由は、何なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 7 時に、そういう状況で、ここで私が出て、その担当者に、災害対策本部設置という、いわば本部の設置宣言ですね。これから、災害対策に、本部として、形で当たりますということを言ったと。そのことが、まあその、私は、内部的に、本部を設置すればですね、その対策に当たっていくんだということで、それをそれぞれ、一々、全部のところへ、いろんな関係機関にですね、通知をするところまでは、私自身の指示ができなかったと。それは、気が、そこまで頭が回らなかったということであろうかと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、確かにね、災害の中、頭が回らなかったいうのもあるのかも分らないし、そうなんだろうと思います。

ただ、問題なのは、7 時に（聴取不能）したら、なぜ、町長が、頭が回らなかったのかというと、今日、石堂議員も言われておったし、去年も聞いたし、消防長が 7 時半頃来た時に、もうほとんどの職員がいなかったという発言もはっきり言うて、この一般質問の中でされてます。

それで、8 時頃から、電話の対応に追われたという発言もされています。この段階で、

ほとんどの職員がいなかった。7時の段階で、これ、ここには書かれてますよ。全部で9名おったと。あっちとこっちに、7時の段階でおったと書かれておるけども、ある職員が、7時に来た時には、ほとんどいなかったという、そこらへんは、いいんだけども、まず、そこで、災害対策本部を設置しよと考えるのであるならば、副本部長の、直ぐ招集。直ぐ行。これが道理であると。そうですよね。町長が、立ち上げたって言うたって、それを誰も聞いていない。ねっ。はっきり言うと、町長の直ぐ後ろに座っている人に、あんた聞いたのって聞いた。私、聞いてません言うんや。誰とは言いませんよ。

災害対策本部を設置した、設置したと言うけど、その実態がね、なかったら、これ、それを聞いても、どっこにも通知していない。副町長も招集していない。職員も招集していない。で、聞いた者がいるのか言うたら、ほとんどいないだろうと。で、その災害対策本部設置した、実態がね、僕には、見えないんですよ。そりゃ、そうですよね、副町長もおれへんし、教育長もおれへんし、その時の消防長、加藤さんだったけど、加藤さんもおれへんだ。7時の段階で。おれへんだわね。これは、もうはっきり言うて、この資料の中にも、はっきり出てますので、そういう中で、7時に設置した、設置した言われたって、僕ら、後になって、そうなんですかとしか言いようがないなってしまう。だから、僕は、申し訳ないけど、じゃあ、県からの情報を、災害対策本部の総務部は、情報を周知する、今日も言うたけど、調整はするというふうになっているんだから、けど、県は、佐用町が、災害対策本部を設置しているということを知らなかったら、その情報がどこへ行くか言うたら、ねっ、どこ行くんですか。これ、もしかして、佐用町が知っていなかったわけですから、県は、その情報を、どこへ伝えようとする。分かる。言うとう意味、分かります。

〔町長「全然、分かりません」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） 何で、分からへんのん。兵庫県は、災害があるということを、分かっているわけでしょ。ねっ、これに書いとんや。あのね、国や県は、地方自治法に書いておるんやね。これ、この国はね、国は、国土及び国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて云々とあるん。これは、でまあ、及び災害に係る経費負担等の適正化を図るって、これは、国、県、そして、町にあるんだけど、災害が、災害対策本部を設置するのにあたってはね、後ろの方に書いてあるんだけどね、災害が、都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、えーまあ、ずっといって、災害対策本部を設置することができるってあるわけですよ。

ほんで、県は、そういう、災害があるおそれが、情報があるというのは、もう認知してましたわね。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 災害対策基本法の話ですね。今、基本法ですね、ご覧になったのはね。

10 番（山本幹雄君） まあ、基本法か何か、知らんけど、情報知っておただろって言うんや。

復興担当理事（山田聖一君） で、災害が、起こりつつある。あるいは、気象状況が非常に悪いというのは、県でもつかんでいたはずです。

で、県では、ちょっと今、即答するの、また、あれかも分らないのですが、12時に災害対策本部を立ち上げております。

それで、佐用町から、ご質問の趣旨がよく分からなかったので、佐用町からの情報、

〔山本君「もういっぺんしょうか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 当然、ああ、ごめんな、はい。

兵庫県としては、佐用町が、そういう災害が起こるかも分からないという、ねっ、分かっ
ておれば、それなりの情報を佐用町に送るわね。うん。佐用町も情報収集すると思うん
だけど、これは。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然もう、佐用町、行政としてですね、本部とか、そういう形は、
災害時には、そういう設置するという形を取るんですけども、機能的には、もう、役場
の中で職務をしている。役場に情報が入って来るわけですから、ですから、まあその、今、
言われるように、7時の段階では、消防長も本部の方に帰っていなかった。副長も、地域
へ出ていて帰ってなかった。帰ってきたのは、まあ7時、消防長が来たのは、半過ぎだっ
たということです。

ただ、消防長においても、その時にね、帰って来た時に、報告で、特に異常はありません
という報告を、私は、直接受けたわけです。そういうぐらいにですね、まだまだ、そう
いう、これだけの災害が起きるといふ、予測なり危険性というものは、感じてなかったと。

それから、その本部にいた者については、担当の住民課長、それから防災担当、消防担
当、そういう、その職員がいたわけです。それに消防団長が来られました。

そういう形でね、それぞれが連絡を取り、情報を収集してするものについては、その、
そこに、当然、そこにいたわけであって、その他の者が、その本部をつくってなかった、
聞いてないと言ふんじゃないかって、それは、そういう業務を、そこで、もう既にやってま
したから、現実。今、まあ、そういうこと聞かないというふうにな、職員が言ったという
ふうに話しておられますけれども、そのへんも、ちょっと、私は、合点がいきません。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 復興担当理事が答えますか。

〔山本君「まあええ、あの、僕が言いたいのはね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ああ、ごめんね。

検証項目の中で、県からの情報は、消防署に入ると。消防署からの情報が、災害対策本部の方に入っていないと。この理由は、分かりませんと。私、さっき言うた、6月の29日の検証委員会の案をつくる時に、聞きにいったんですけども、言われてました。

で、その理由として、理由は分かりませんが、犯人捜しをするのが目的ではないので、調べませんと。しかし、それであるなら、消防署へ情報を、県の方から、情報へ入るようになっているのかと。

僕の、先ほど、質問させてもらったんですけども、この防災計画には、どう見ても県の方に入って、県から消防署へ情報が全て入るわけではないように感じてます。で、そのようになっているように思います。

で、聞きますけど、県からの情報が、先、防災計画の、検証委員会で、報告されたように、県からの情報は、佐用町の地域防災計画によると消防署へ入るようになっていると、こう、書かれているということですけど、それは、どこに書かれているんですかね。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） その地域防災計画でなくて、あの、水防計画の方では、なってます。地域防災計画の中では、県からの情報は、ファックス等を通じて、町、それから消防署の方へ、入るようになってます。通常の場合は、県の土木事務所を通じて、消防署へ入って、消防署から住民課の方へ入るとい、そういう連絡網であります。

〔山本君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 検証委員会では、佐用町の地域防災計画ってはっきり言うてるし、この検証委員会の報告にも、はっきり書いているんですよ。それが、今になって、水防計画ですでは通らん話であって、この件について、私、課長に確かめに行ったね。これ。その時、課長は、水防計画のここに書いてありますって、こう図面見せてくれましたはね。この時ね。ここです。言うて。

これ見たら、その時言うたけど、佐用町の消防本部は、佐用町の住民課へ行くようになっていますわ。住民課へ。消防本部、災害対策本部へ行くようにはなってません。どっこにも。

ほんで、いろんな資料、まあね、見せていただきましたけども、どっこにも、そんなこと書いてませんし、ある資料によると、こういう資料によると、その、警報が出た時だけ、消防署へ連絡が行くようになってるとかいうのあるんですよ。ねっ。そうじゃないだろうと。僕はね、こういう災害において、一番、情報収集せなあかん。

僕は、前も言うたと思うんだけど、災害の時にね、例えば、私の家の上に、どんだけ雨が土砂降りになっても、はっきり言うて、関係ないんですよ。何でかと言うと、水は、下へ行きますから。関係あるのは、私達より、上でいくら降ったかなんですよ。そういうことを、情報を知り得るのは、町なんですよ。

例えば、石井の奥で降った。千種の奥で降った。僕ら分からんわけですよ。そういう情報も町が仕入れなあかんし。県からどうなんかと。そりゃ、パソコンたたいたら分かる言う人おりますよ。私の知り合いの中で、フェニックス見ておったら、真っ赤っ赤だったな、山本さんと言われて、そうやない話もしてましたがな。

しかし、そうじゃない人が、ようさんおる以上、あらゆる情報仕入れて、あらゆる情報を町民に提供する。これが、災害対策本部の常識だろうと思うんや。だから、僕は言うんや。

何で、県からの情報が消防署へ入って、町へ入らなんだ。その町へ入らなんだ理由は、分かりません。犯人捜しをするのが、私達の使命ではありません言うて、何を言いよんならって言うて、18 名も死んでおって、そこで、何を言いよんなと言いたかった。言葉汚くて悪いで、ただ、18 名死んで、まだ今、2 名が分からへんのんや。何を言うとなんやという話。で、聞いてみたら、災害対策本部、地域防災計画には、書いてません。水防計画です。そんなええかげんなあれは、するな。して欲しくないなど。私は、真剣にして欲しいなって。まあ、手を挙げておるんなら、答えてください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 計画にあるの。

〔山本君「あるんです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 地域防災計画の 158 ページにですね、情報の伝達系統及び伝達手段
ということで、

〔山本君「ちょっと待ってよ、158 ページね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。

〔山本君「はい、はい、はい、はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ここにですね、県、防災企画課からですね、この本部、佐用町消防
本部を通して、町災害対策本部に入るとい、そういうまあ、計画にはなっておったわけ
です。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

〔山本君「ああ、ごめんな」と呼ぶ〕

〔町長「それでいいんですね」と呼ぶ〕

〔復興担当理事「それでいいです」と呼ぶ〕

〔山本君「ああ、それでいいんです」と呼ぶ〕

〔復興担当理事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 加えてお願いします。

あ、できるだけ正確に、1つ1つの、事象を、われわれに質問していただけますでしょうか。

先ほど、何だっけ、非常に不正確で、ちょっと理解ができないことが、非常に多いものですから、ちょっと、ごめんなさい。すいません。

〔山本君「ああ、そう。あのまあ、うん。ごめんな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、私も時間がね、ちょっと、最初に喋りすぎたないのがあって、時間がなくなってしまったないのがあって、ちょっと、焦っておるから、質問自体が、ちょっとまずいのかも分からないけども、僕が、一番言いたいのは、佐用町の災害対策本部が、どの程度情報収集能力があったんかということを知りたかったわけ。だから、県からも、佐用町としては、情報収集を県にするとどうなるんですよ。この文書見ると。消防本部だけを通じても、なっていない。至るところに書いてあるはずなんです。だから、そうすると、県からは、当然、佐用町の災害対策本部に情報が行くようになっていないんですかと。だから、県からは、佐用町の災害対策本部へ、どのような情報を流したんですかというのを伺ったんですけど、ちょっと、私がこう、気持ちが早く、時間が、段々、段々、またこう過ぎていくんで、そういうふうなこう、ちょっと、言い回しが悪かった、そういう件に関しては、申し訳がないと思うけども、ただ、この、これを見ても、再三、このあれを見ても、確かに、この 158 ページの図は見させていただきましたけど、海洋气象台からは、佐用町の災害対策本部へ入っているし、事務所掌の中においてね、事務所掌の中において、探しよったら、時間が来るな。ほんまに。例えばね、地域防災計画による、この本文による、事務所掌の中の 4 番でね、兵庫県災害対策本部、県警本部、まあずっとあってね、自衛隊と、その連絡調整及び応援要請とか、これ、本部がするんですよね。そうですね。その調整とか、そういう情報のやり取りをしたのかということを知りたいんや。

私は、日本語が下手なんかも分かりませんが、私は、そういうほな、つもりで言ってるつもり。それで、ここだけではないですよ。やっぱり、あの、何ページだったかな、ようさん印付け過ぎたら、分からんようになってしまったところがあるんですけど、結構図面等にしたら、先ほども、言わしてもらったように、県からの情報は、警報時のみ、消防署へ行くというふうになっていると思うし、それから、水防指令で、先ほど言わしたように、消防署から住民課へいくのは、当然、その段階において、災害対策本部設置していない時間だろうと。要は、先ほど言わしてもらったように、警報が出た段階であろうという話だと思ふんですよ。そうでしょ。

けど、災害対策本部を設置したら、災害対策本部が情報の収集を当てるって、これは、当たり前なことではないかなと思うんですけども、そうじゃないんですか、私、どっかに先ほど書いて、1 回目の質問した中に、はっきり、それ明記しておったと、言うたと思うんですけど。情報収集、災害対策本部がするんじゃないんですか。しないんですか、ちょっと、伺います。

議長（矢内作夫君） 質問が、

10 番（山本幹雄君） 分かる。災害対策本部が、情報収集するかせんのんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、当然、災害対策本部としては、情報収集しますし。また、こちらからのね、要請なりもします。まあ、そのために、時間は、どうだったか分かりませんが、県の方にも、私も報告をしましたし、それから、その中で、自衛隊の派遣も要請をしました。

それからまあ、気象台の方には、問い合わせはしてませんけども、逆に、気象台の方から、それぞれ、消防にしても、町の方にも、情報というものは、逆に来てないです。

こちらから、問い合わせなかったのが、いけないのかもしれませんが、気象台からも、両方ですから、双方向ですから、それは、ありませんでした。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 時間がないから、あせってるでね。

これ、明らかに、これには、書いておったんですけれども、まあ、パッと、今、ちょっと出しにくいですけども、佐用町からの情報のあれはなかったと書いてましたね。

ある時間まで、ちょっと、何時か分からんけども、9 時何分までなかったんだろう。確か、なかったように書いています。山田参事、首傾げられてますけど、はっきり、そういうふうに書かれておったと思います。

で、事実、今、9 時 15 分まで、ねっ、県にあれしてなかったということですよ。県も、情報提供しようとしても、県も繋がらなかったと。はっきり、ここ書いてますよ。うん。よう、なんなら、僕、終わってから、参事、ここずっと見直してもええ。今、ちょっと、こう、パニックっとう部分があるから、あれやけども、一番問題なのはね、情報提供を、まず災害においてするということ。情報収集する。そうして、町民に情報提供をする。それが、どこまでできたかということ。そしてね、これに書いておるようにね、するためにも、そのあれがなかったと。報告するためにも、何ページ書いてあったかな。防災無線やな。定時放送したけど、136 ページだったかな。緊急放送するんやけども、緊急放送の仕方を知らなかったと書いとんやね。私、これでは町民に、情報提供できないと。書いとんね。これ。

町民に緊急放送さえできないようなことで、本当に災害対策本部としてなっているのかと。ねっ。定時放送はしましたけど、緊急放送してませんと。してませんと。これ、ということなのか、これの説明も、ちょっと、お願いいたします。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君）　　ここはですね、定時放送はしましたけれどもではなくて、通常放送による放送をしてしまったということを書いてあるわけです。

〔山本君「ああ、通常放送。うん。ごめん、ごめん」と呼ぶ〕

復興担当理事（山田聖一君）　　あの、正確をお願いします。

で、要は、この時の防災、ここ、それこそ、正確に読みますとですね、防災行政無線を使った避難準備情報や避難勧告などは、サイレンを伴った緊急時放送により放送を行うことになっていたが、実際には、サイレンを伴わない通常放送を行った。というのが、事実としてあって、で、それを分析している要因のところでもって、要因のところでもってですね。

〔山本君「何て書いてあります」と呼ぶ〕

復興担当理事（山田聖一君）　　えー、ちょっと待ってくださいよ。

〔山本君「正確に読んでよ。正確にやで」と呼ぶ〕

復興担当理事（山田聖一君）　　そのため、本部室に所属する、ああ、本部室に所属する防災担当者が代行することとなったと、

〔山本君「正確に読んでよ」と呼ぶ〕

復興担当理事（山田聖一君）　　要は、平時に防災行政無線を扱っている職員が所属していたが、総務対策部にですね、要は、情報の伝達収集というのは、総務対策部が行う役割分担なんだったけれども、総務対策部には、平時に防災行政無線を扱っている職員が所属していたが、道路の冠水のために参集することができなかったと。そのために、本部室に所属する防災担当者が代行することとなった。しかし、防災担当者は、緊急放送の機能を知らなかったために、通常放送により放送を行ったと。こういう分析がされているわけです。

議長（矢内作夫君）　　はい、後2分ね。

〔山本君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、山本君。

10番（山本幹雄君）　　これまあ、正確に読んでもらったらそうなんですけど、サイレンを伴う緊急放送をしてないんですね。通常放送かね、定時放送か、私、言い間違えました。それについては、詫びいれますよ。でも、この時にね、サイレンを伴うような緊急放送ができなくてどうするのかという、私の言わんとすることは、だいたい理解できるだろうと思うんだけど、そういう言葉尻を拾うて正確に言ってくださいというのは、いかがなものかと思うんですけども、じゃあ、なぜ、サイレンを伴う緊急放送ができないような状態になったのかを伺います。

〔町長　挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、検証でも指摘されたように、防災体制として、それなりの職員の兼務というような形で、十分な人員が配置されてなかった。専任職員が配置されてなかった。まあ、それは事実であり、そのことを、やっぱり改善をしなければいけないということで、組織を改善したわけでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 最後ね、まあ、僕、途中で、一番最初の中で、言わせてもらったけども、地域の自治会長らは、うちの自治会長は、水の中に何時間も浸かりながら、走り回っておるんですよ。ある自治会長らも走り回ってました。別の自治会長も走り回ってました。これ、マニュアルも何もありません。僕の、前も言いましたけれども、連れも、同級生ですよ、同級生だけですよ、2人の者が流されよったというのがあります。それでも、すごい走り回りよったんです。消防団でもそう。マニュアルなんかありません。でも、行動はできておるんです。

ねっ、これに、そういうことが、明記されていなかったと、

議長（矢内作夫君） はい、山本君、時間がなくなりました。

10 番（山本幹雄君） はい、分かりました。
できなかつたということらしいんですけども、まあ、時間がないんで、これで終わります。

議長（矢内作夫君） はい、山本幹雄君の発言は終わりました。
続いて、9 番、高木照雄君の発言を許可します。

〔山本君「ちょっと待ってよ、片付けようで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいです。

〔9 番 高木照雄君 登壇〕

9 番（高木照雄君） 9 番議席の高木でございます。今日最後の一般質問になります。2 点について、町長にお伺いしたいと思います。

まず、老人ホーム朝霧園の施設について、お伺いしたいと思います。

その質問に入る前に、一言、町長なり職員にお礼を申し上げたいと思います。昨年の 8 月の 9 日の台風 9 号によりまして、家は勿論、工場、倉庫全てが全壊でございました。何から手を付けてしようかと考える中で、妻のことで、頭がいっぱいになり、何も手に付かず、何をしようか。どないしたらいいだろうかとぼんやりしていると、11 日の 8 時過ぎに、老人ホーム朝霧園の職員より、奥さんの入居できる部屋を用意しました。どうなされますかという連絡がありました。私は、直ぐ、妻に話し、入居させていただくよう返事し、10 時頃に迎えに上がりますという、温かいお話をいただきました。

そうしている内に、また、県立朝陽ヶ丘荘より、部屋が用意できましたので、どうなさいますかという連絡がありました。私も、事の次第を話し、ありがたく感謝の気持ちでいっぱいですが、実は、こうこうで朝霧園にお願いすることにしましたんで、また、よろしくお願ひしますという返事を返し、本当に、車椅子の妻は、2階へ上がることもできない。そういった中で、ケアマネージャーをはじめ、施設から、本当に温かい手を差し伸べていただいたことに、私は、本当に、感謝に堪えません。

ホームに入居させていただいた以上、病院への通院は、規則上できない。そういった中で、職員より、介護なりリハビリ等に取り組んでいただけることに、本当に助かりました。テクノの県立リハビリセンターの担当医の指導で、職員の方は、お世話する中、テクノの担当の先生より、リハビリ介護についての指導を受けながら、やっていただきました。私も月に1度は、テクノの方に妻を診察に連れて行ってありますけれども、本当に妻が、前向きな姿勢で回復しているということに、大変担当医も喜んでおりました。

町として、どういう職員に指導をしているんだろうか。ややもすれば、他人の老人ホーム等では、孤独、自分勝手な老人が多い環境の中で、障害者が入居して取り組めないために、入居より回復に向かうということは、話は聞いたことのないような話であると。本当に、よくやってくれている職員だなど、お褒めの言葉をいただき、私も妻も、ありがたく、職員は、本当に、テクノの通院の際には、妻の毎日の状況、体の状態、そういったものを文にまとめて、担当医の指導を受け、介護、リハビリ等に一生懸命頑張ってくれました。

私達家族も、朝夕、娘と私が、ホームに行き、妻と話す機会を、度々、毎日のように持たせていただきました。そういった職員の指導、または、担当医の助言によりまして、今年の2月頃より、車椅子から杖の歩行のできるようになり、びっくりするくらい前向きに進んでいることに、本当に職員に感謝いたします。

今まで、一人で、今では、一人でトイレに行き、食事の用意、冷蔵庫から、皿を出し入れし、できるようになりました。

前日、特別決算委員会で、少し遅くなった日に帰ってみますと、自分一人で、お風呂に入り、パジャマに着替えていたので、私は、目が覚めるほど怒りました。もし、転んだらどうするんだ。私か、娘がおる時しか駄目だと言って、本当にこうして、嫁が、ここまで頑張ってくれたのは、本当に、朝霧園の職員、そして、町の指導によって、できたものと思います。町長も、また、老人朝霧園ホームへ行かれた時に、職員に頑張ってくれよと。こういった入居した家族が、感謝しておったということを伝えて欲しいと思います。本当に、ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般質問に、本題に入りたいと思います。

老人ホーム朝霧園の設備について、老朽化が目立つように思われますが、改築か建て替えの考えはありますか。

2番に、スプリンクラーが悪いと聞いていますが、修理か掛け替えは考えておられますか。この問題は、課長より、まだスプリンクラーは付いてないんだと。何とか、来年度に付けて考えているという話を聞いております。

それから、3番目、16年の台風の時に、備え付けの発電機の件で、町長にお伺ひした時に、何とか、その機械を新調するか、直して欲しいということをお願いしておりました。それができたかどうかということをお聞きしたいです。

それから、シルバーカーを使用している、必要としている人が多くいます。いざ、有事の場合に避難については、室外から出ますと小石でシルバーカーの移動はできません。避難するのは玄関しかない。この状態をどう思われますか。これも、私は、今回一般質問をするつもりじゃなかったんですけども、現在、訴訟が起きていることも考え、もしか、この老人ホームで有事があった場合、50人もの、約50人もの入居者は、2人で晩、宿直

をしております。3回交替で、男と女、男と女、女同士、この順でやっております。もし、有事の場合は、私は、到底、この50人ぐらいの入居者を避難させることは、できないと思っております。そのことを一番に思いまして、今回、一般質問をさせていただきます。

また、廊下の雨漏りが酷いです。一旦は、修理をして直しました。また、戻っております。そのことについても、町長のご意見を聞きたいと思います。

それから、2項目目でございます。私も、被害者の1人として、こういったマスコミなり新聞については、家内も毎日家におりまして、テレビを見ております。お父さん、今日は何があるんですよ。今日は、何があるんだよと報告を受けます。このNHKの関西クローズアップ現代、全国版の7時半から放送される、関西熱視線放送について、この放送のチェックはできなかったのか、それともしなかったのか。

2番目、あまりにもマスコミの思いのままの表現になっているように思われました。私は、ショックを受けました。これほど、町長なり職員が一生懸命やっていること、ひとつも出てないんですね。とにかく町の悪いところ、住民の悪いところをついておるんですね。

それから、もう1点、このことは、この間の決算委員会で報告受けましたけれども、3番目、災害時の職員の臨時手当、出されているのかということ、これは、一応、この間、こういうことでいうことで、聞かせてもらいましたけれども、ここからの質問は、このへんにし、よろしくお願いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今議会の最後の質問となりました高木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、老人ホーム朝霧園の施設についてのご質問でございますが、養護老人ホーム朝霧園は、昭和54年4月に定員50名の施設として現在の平福に移転をし、その後、平成7年3月に大規模改造工事で、食堂の増築及び娛樂室にサンルームを増設、北棟及び南棟の中央部分にサンルームの増設、及び入所者の洗濯場の設置や居室等の冷暖房を完備し、館内に2号消火栓設備も完備したところでございます。まあ、その後、建物も年と共に老朽化が進んでいるわけですが、平成18年3月には、食堂及び娛樂室の天井部分のアスベスト除去工事も行いまして、入所者が安心して生活出来るように努めてきたところでございます。まあ、先ほど言いましたように、それぞれの時にですね、そういう改修工事や、また、修繕等を行ってきましたけれども、やはり、築30年以上経過の中で老朽化が進み、設備における支障等も出てきており、現在におきましては、応急的な対応で、凌いでいるというところでございます。

そういうことで、この施設の抜本的な、やっぱし、建て替えなり改築ということを考えなければ、いけない時期に来ているというふうに考えておりますけれども、まあ、当然、この施設は、昭和54年という時につくった施設でありまして、まあ入居者の高齢化に伴うバリアフリーも、もっと完備していかなければなりませんし、また、その、個室ですね、生活空間が、現在6畳、1室に2人の方が共同でまあ、一緒に入っていただくというような、まあ、個人のプライバシーが非常に欠けるですね、状態になっております。そういう状態で、まあ、現在の他の施設のようにですね、居室の個室化、または、住環境の、やはり改善ということが必要であるかと思っております。まあ、そういう状況と、設備の面でも、もうかなり抜本的に変えていかなければいけない時が来ておりまして、そういう今後の朝霧園の、この、改修なり建て替え等について、どういうふうに取り組んでいこうか

ということで、今年からですね、町の中での幹部会であります経営推進会議及び政策会議においてですね、いろんな角度から、今、協議を行っており、できるだけ早くですね、町としての方向を示させていただいて、議員の皆さん方にもご相談を申し上げたいというふうに考えておりますので、今後、ひとつどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、スプリンクラーということですが、今、議員もお話で、担当者からお聞きいただいたように、平成 24 年 3 月 31 日までという、法的な、一応改正が、規制がございます。できるだけ、このスプリンクラーもですね、相当のお金がかかりますので、新しい施設として改築した方が、その分、そういう直ぐ、設置をして、また改築というような無駄なお金を使わなくて済むわけなんですけども、しかし、なかなか改築と言っても、1 年、2 年ではできないかもしれません。法的な、そういう決まりもございますので、とりあえず 23 年度で、整備をするべく、今、計画は行っております。

次に、3 点目の発電機の件でございますが、この発電機と言ってもですね、高木議員お話の発電機は、災害時の停電時等にですね、非常用照明として使うような発電機のことをお話だと、ご質問だというふうに思うんですけども、その発電機等については、持ち運びのできるですね、簡易な発電機というのを、備品としてですね、以前に置いて、購入したというふうに思っております。

ただ、非常用発電機の中ですね、この消火栓設備を稼働させるですね、非常用発電機がございます。これは、当然、火災等において、屋内消火栓の時に電源、停電しても使えるようにということでの発電機でありまして、こういう設備については、年 6 回の電気設備点検、また、年 2 回の消防設備点検ということで、きちっと点検をして、いつでも作動ができるように体制で整備を行っておりますので、ご安心いただきたいと思います。

それから、いざ、有事の場合の避難ということでの、この避難路とかですね、設備の面でのご質問でございますが、現在入居されている方が 45 名、その中でですね、車椅子、いわゆるシルバーカー等を利用されている方が、もう半分以上のですね、28 名が車椅子等を利用されている状態です。

屋外への避難経路につきましては、館内に 11 箇所あります。ご指摘のとおり玄関はスロープがありますし、屋外はアスファルト舗装がしてあります。他にもスロープで屋外へ出られる箇所はですね、南側からサンルームを通過して中庭とか、北棟はサンルームを通過して山側へとかいうことで、そういうスロープも設置しているんですけども、全ての、この避難口の所が、スロープが、まだできてございません。この建物はですね、平屋建ての建物なんで、いわゆる、どこからでも外へは出れるという状態で、まあ、2 階とかですね、3 階、都会の建物と比べれば、そういう面では、かなり安心できるところがあるんですけども、ただまあ、居室から屋外へ出るのについてもですね、どうしても、そんなに高い段差じゃないですけども、外へ直接出るには、段差もあって、避難には、支障もあるというような状態でございます。そういうことも含めてですね、この施設が、今の時代には、なかなかそぐわないような施設になってきて、老朽化もしておりますのでね、何とか、できるだけ早くですね、この養護老人ホーム、これが、これからの時代、佐用町にとって必要ということだと、私は思っておりますので、これの抜本的な建て替えなり改修を行いたいというふうに考えております。

まあ、雨漏りについてのご指摘もありましたけども、そういうことで、今、大きな改修工事をするには、ちょっと問題がありますので、まあ、応急的な修理で、何とか頑張っております。

それから、次の、NHK かんさい熱視線の放送という内容についてのご質問でございます。NHK の取材につきましては、町もできる限り協力をいたしました。放送局が制作する番組の内容、映像の事前チェックということは、町としてはできません。番組の後半部

分で、支え合いマップの作成について、行政による公助には限界があり、地域による共助が必要であるということについての部分で、地域と行政が、何か対立しているかのような場面が、映像で放送されたということ、その点を、高木議員は、非常に今、問題にされているのではないかと思いますけれども、放送では、まちづくり防災室長が、公助には限界があるので、やはり、足りないところは地域の力を借りないと住民の安全安心を守ることができないので、お手伝いを依頼をしていますというようなことを言っているわけです。

また、地域は、防災マップづくりをですね、行政から依頼され制作をしているが、地域の役員が自分たちが確認した場所以外で災害が発生したときに、その役員の皆さん方に責任があるように言われるのではないかというふうにも不安も訴えておられる。

このことを受けて大学の先生がですね、行政が住民にお願いすることと、住民がお願いされても困ることという、相反する構造が生じているんだというふうに、まあ、指摘をされております。

従来の防災は、行政主体でやってきたが、それには限界があるので、住民の皆さんにもお願いをすると。住民は住民で、そう言われても困る。双方が手を携え共闘態勢で厳しくなる状況の自然災害に、どう向かい合うのかという姿勢そのものが問われているというような結び方がされております。

まあ、佐用町のように行政と住民が、それぞれの立場を主張ばかりしては、自然災害には立ち向かって行けませんよと言っているようにも、取られかねないようなですね、誤解を与えるような、私も内容になっていたのではないかという問題点も感じました。

しかし、本町では、行政と地域が主張しあっているわけではなく、行政も住民も、それぞれに協力しなければならないことは十分ご理解をいただいておりますし、また、そういうふうに、今、取り組んでいただいているものと、理解もしておりますので、8月の下旬から約1カ月をかけてですね、支え合いマップ、防災マップの必要性や重要性を学ぶ防災研修会を、町内6カ所でも開催をいたしました。その中でも共に手を携えて自然災害に向かい合うことも学習をしていただいております、地域自体が自主的に進められることが、より安全で安心な防災マップができるものというふうに考えており、地域の皆さんも、そのようにご理解をいただいているものと、思っております。

今後、防災マップの作成についても地域ごとに研修をする計画をしております。防災マップを作成していく中で、自治会単位での自主防災組織の見直し、強化を地域で考えていただくことといたしております。

このような取り組みを通じて、地域住民のコミュニティの再構築をしていただくことによって、災害復興計画のテーマの、絆からはじまるふるさとの復興の実践ができるものと考えております。

そういう実際と、ちょっと違うところがあるわけですが、放送には。この度の番組についても、前向きに考えていただいて、そういう問題点というものを、逆に捉えていただいて、地域と行政が共に手を携えないといけないということが、再確認できたんだということで、そういう捉え方をしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから次に、災害、前回の災害時の時間外手当については、以前にもご説明をさせていただきましたけれども、当然まあ、職員の時間外勤務というのは、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合等において、正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられたとき、この命令に従って行われるものでありまして、災害時も同様で、勤務した時間に対して、時間外手当を支給するということが、原則と、当然、このことが、労基法の中にも謳われているわけでありまして。

昨年の8月9日、台風第9号災害は、しかし、あまりにも大きな災害であったため、一

般職も管理職職員も関係なく、当然、休日、夜間を問わず勤務をして、災害対応に当たり、発生当初の応急対応には、全ての職員が携わっており、その時間外勤務も膨大な時間数となりました。

また、多くの町民の方が被災されて、本当にご苦労され、また、町内外のボランティアの皆さんも、たくさん助けに来ていただいて、本当にボランティアとして協力をいただき、全町民が、また、ボランティアの皆さん方の助けを借りながら、一丸となって復旧に取り組んでいただいた、そういうこの状況の中においてですね、職員組合からの自主的な申し出もあり、そういう話し合いの協議の結果、全職員の皆さんの理解を得て、8月9日から8月31日までの時間外勤務につきましては、これは、当時、選挙もありまして、選挙の時間外というのもございました。そういうものも含めてですね、予算の範囲内で手当を支給するというにさせていただいたということで、ただ、支給できなかった時間につきましては、日数に換算して、災害後1年間ということで、本年7月までの間、振替休日を付与をしたという形です。しかし、実際には、この振り替え休日と言っても、なかなか、その後の対応の中でですね、休日が取れなかった職員も、たくさんいると思います。まあ、このことについてはですね、職員の、本当に一生懸命やってくれた努力ということで、私も感謝したいと思いますし、皆さん方も、そういうことで、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、管理職手当を支給されている職員につきましては、時間外勤務手当は、当然、支給はされておりませんので、週休日、祝日の勤務を振替の対象として、本年、同じように7月までの間で振替休日を付与をしたということでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、高木照雄君。

9番（高木照雄君） それでは、この場から再質問させていただきます。朝霧園老人ホームにつきまして、町長もお分かりになっていただいておりますし、まあ、職員にしても、本当にこう、いざ有事の時に、シルバーカーの方、まして夜間におきましては、2人の当直でやっておりますので、できるだけ早くそういった会議等で、町の方を定めていただきまして、佐用町として、1つしかない養護老人ホームでございます。他の施設は、最近できまして、本当に新しい中での入居してあります。本当にこう、予算もかかりますし、場所もなかなか移動するのも難しいということも考えて知っておりますけれども、やはり、私も1年間、ああして、約11カ月妻がお世話になって、毎日のように行き、また、入居されている入居者の方から、不平不満を、昨年度は、嫌ほど聞かされ、担当の課長さん、担当の職員共に、解決に向かって、いろいろと、私も妻がお世話になっております。少しでも役に立てばということで、頑張っ

でも、この施設を見ると、本当に少し、哀れに思います。まあ、町長も前向きに考えて、町として、方向を定めて、早くやりたいという気持ちを示していただきましたんで、これ以上、私は、追及するつもりはありません。何とか、佐用町として、ただ1つの老人ホームでございます。そこに勤めている職員も頑張っております。

町長の言われた前向きな考えで、何とか、きちっとした施設になるよう、よろしくお願いして、この質問を閉じます。

続きまして、2点目のかんさい熱視線放送についてでございます。この中で、何人の方が見られたか分かりませんが、私は、その時間に、7時35分に、妹の婿が、お兄

さん、佐用がやっとな見とんかというから、見てますと、返事をしました。しっかりと見させていただきました。終わりました途端、妹の婿が兄さん何や、この放送何や言うて、ごっつう怒って電話してきました。いや、実は、そんなことはないんやと。マスコミが取り上げとるだけやんかと。そんな町じゃないと。町民も、町長も、職員も、一生懸命戦っているんだという話をしました。

ところが、悲しいかな、全国版でございます。電話が、私の知っている友達から、電話3件ありました。そして、ファックスも届きました。私も、このファックスを、今日の一般質問の裏に貼り付けて出そうかと思ったんですけれども、訴訟が起きたり、いろんな面で、ごとごとしている町に、また迷惑かかっていけないということで、そのファックスは、記載しませんでした。載せませんでした。

ところが、私も、こないして送ってくれた2人の方、2人の方が送っております。文章は、先日、クローズアップ現代を見ました。佐用町では、被災の住民より町職員の方が大切なのですかと。被災時に、時間外手当等を出している。驚きです。町長が、以前の町は、水害の時に、200万円ぐらい出したと言われている。被災時に、町職員が、時間外手当で働いて行って、手当をもらっている言葉に唖然としました。ボランティアの人、たくさん、手弁当で、また、消防の方も無償で必死に働かれています。体の中が煮えくりました。役場職員に対する信頼感が消えました。人ごとのように、災害に対して、映っている町長。テレビを見た、全国の人が、また、ふるさと納税をしている人は、きっとびっくりしたでしょうという、県外在住1国民よりということで入っております。

もう1点、ここにも入っておりますけれども、もう1点は、ボランティアの方から来ております。もう、これは、読みません。

私も、あの放送を見て、本当に、この中で、群馬県の片田大学教授、司会者の住田さん、担当記者の福田記者、この人達が話されていること。本当に頭に來ましたよ。何言っとんだと。そのぐらい、私自身、一生懸命、私自身も戦っております。町長も、職員も、この佐用町の住民も戦ったと私、思うんですね。確かに、町長の中に、想定のがんががあったと、本当、それは、自分として反省しているという話も聞いております。

その中で、町長が、検証会議の室崎教授ですね、その方と町長と、それから参事と、災害に強いまちづくりということで、佐用、テレビ、佐用チャンネルで放送されていますね。私これ、全て、カメラに取っております。このぐらいあります。内容も何も、全部。それを聞いて、佐用町民は、確かに、ああ、これから、こういう町になるんだなという、本当に、私は、希望のある、この対談だったんですね。佐用チャンネルでは。この佐用チャンネルのようなを、全国に私は、流して欲しかったんです。

あんな、情けない、本当に一所懸命やっておるのにもかかわらず、悪いとこばっかしを拾い上げて、そして最後の締めくくり、群馬大学の片田教授の最後の締めくくり、私のある知っている集落では、ここから水が湧き出ると危ないんですと。ここから、ここがこうなると、災害が起こるんです。私とこ、私だって、平福、佐用町に住んで、70年、69年ですよ。自分が継いでから、50年。自分と知識が付いてから50年経ってます。平福地区で、西の山に雲がかかれば雨が降る。そういうこと、全ての地域のことは、西、平福の町の西側の山は、崩れ山だと。だから、鉄道も、こっちに、西に付けなくて、東に付けた。そういったことぐらい、私でも、私だけじゃない、佐用町に住んでいる、まあ若い子は別として、ある程度、年がいった者は、その地域の、いろんな形を分かっているんですね。それのに、あえて、この片田教授はやね、あえて、こういうことを住民が知らなくてはいけないんだと。いかにも、わが佐用町がしてないようなことを、やっておるんですね。私は、本当に残念で困ります。

そりゃ、この佐用の、佐用チャンネル見られた方は、町長と、その室崎教授と、参事と、

この会談見てくださいよ。見た人何人おるんか知りませんけれども、本当に素晴らしいことやっていますよ。私は、本当に感激しました。こういうことが、全国に放送されていれば、ボランティアで来た人、また、いろんな形で、1万6,000人のボランティアで来た人も、こういう町長なり参事の、この佐用町を思う、力強い佐用町に作るために、頑張らなあかんということが、はきはきと見えているんですね。私は、本当に嬉しかったです。

だけど、残念なことは、クローズアップで、NHKが全国版で流したことは、私は、本当に辛かった。

ところが、副町長に、このファックスを持って行って、こうこうだと言いましたら、副町長が、高木君、悪いけど、私は抗議しましたと。行政として、片田教授に抗議したということのを言われましたんで、ああ、私も、これで何とか治まったなということで、自分も気持ちを治めました。

私も、実は、被害者の1人として、8月に入る前に訴訟が起きるということを、ちょっと耳にしましたんで、神戸新聞は、いつも取っております。読売、朝日、毎日。毎日買って、全部切り抜いております。1つのことも切り抜いております。それだけ、私は、この災害に対して、自分が受けた、まだ、私は直っておりません。家の、まだ、許可も下りていません。でも、入っています。でも、何とかして、前の時も言ったように、起きたことは、もう仕方がない。自分としても、佐用町に住んでおります。何とか、この災害を受けて、二度と、そういった災害の起こらないまちづくりのために、町長なり参事が、話されていたような、まちづくりができることを希望し、お願いし、まあ、そういった気持ちで、町長頑張ってくれるかどうかということを聞いて、終わりにしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、いろいろとありがとうございました。

まあ、災害が起きてしまったこと、もう、これは、いろんな面で、反省なり教訓には、当然して、これから、また、しっかりと防災、災害が二度と、再び、このような災害が起きない。また、起さない。また、特に、尊い人命が失うようなことがない、そういうまちづくりというのに、取り組んでいかなければなりませんし、私も、その責任を果たしていかなければならない大きな責任を感じておりますけれども、これは、1人ではない。やっぱり町挙げて、佐用町が、全国に向けてですね、本当に誇れるような、そういう町にしていくなためには、町民皆さん、全員の皆さんで、そういう思いを持って、取り組んでいかなければならないということで、そのためにも、私も、職員、その先頭に立ってですね、頑張っていきたいというふうに考えております。

なかなか、この大きな傷というのは、癒えるのは、時間がかかると思いますけども、しかし、必ず、そういうふうに皆さんが、安心していただける時を、早く、こう、できるように、そういう思いでもって、そのことを皆さんに、こう、見ていただいて、皆さんが、少しでも、そういうふうに思っただけのように、職員も頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木君。

9 番（高木照雄君） 本当にかう、今日、私の前に、された議員の気持ちは同じです。町に対する不満も持っております。でも、こういった私の性分なんで、被害を受けて、皆さんのお世話になって、今、立ち上がろうとしております。そのために、やはり、言いたい事も控えながら、何とかしても、皆として、この復興を願っておる 1 人でございます。私も、何とか、この 70 近い男が、障害持った妻を持ちながら、何とか、生きていこうという気持ちで頑張っております。町長も、職員も一生懸命、町民のために頑張ってくれることをお願いして、一般質問を閉じます。

本当に、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、高木照雄君の発言は、終わりました。

これで、通告による一般質問は、全て終了をいたしました。

これにて本日の日程は終了したいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明後日 10 月 1 日、午前 9 時 30 分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦勞様でした。

午後 0 2 時 4 0 分 散会
